

令和6年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和6年12月9日 午前10時00分 開会
午後 5時07分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井 覚	14番	藤井本 浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都 市 整 備 部 長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保 健 福 祉 部 長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 2番 横井晶行 3番 柴田三乃

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、6日金曜日に引き続き一般質問を行います。

初めに、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。

ただいま議長の許可を得まして、本今朝一番の一般質問を行います。本日は、市の人権政策についてと、市民要望への対応についての2つの質問を行います。今回も質問の意図を分かりやすくお伝えできるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 では、最初の質問、市の人権政策についてお伺いをいたします。私は去る、今年令和6年10月、複数の市民から、葛城市内でヘイトスピーチを聞いたという声をいただきました。このような言動について私が直接聞きしたわけではありません。しかし、別の市民の方々にも確認したところ、同様のご指摘がありました。したがって、このようなヘイトスピーチが市内で広く行われていたことが推察されるのではないかというふうに思います。

我が国では、平成28年に、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されました。私は、多様性が尊重される共生社会の実現にとって、ヘイトスピーチは許されないものだと考えております。私自身、市の人権施策協議会、人権教育推進協議会などで人権について学ぶ機会を与えてもらっております。行政がこれまで人権問題に対する市民への啓発活動などを行っておられるということについては理解しているところであります。今年10月に行われたと私が推察するヘイトスピーチ、これをきっかけとしまして、今回の質問では改めて市の人権政策についてお伺いをいたします。

まず、今回の事例では、差別発言を行った人が、直接差別の対象となるご本人に面と向かって言ったわけではないというふうに聞いております。その人の人格をおとしめることを目的として、陰で行われていたと推察するものであります。よくテレビ等で見るように、拡声機でがなり立てるといった形ではありませんでしたが、このような事例も私はヘイトスピーチというふうに考えるものであるものですが、改めてヘイトスピーチとは何か、ヘイトスピーチ解消法のことなども説明していただきつつ、市のお考えをお伺いしたいと思っております。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願ひいたします。吉村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ヘイトスピーチにつきましては、我が国の法律上の概念ではなく、確たる定義が見当たらないものですが、特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が一般にヘイトスピーチと呼ばれています。ヘイトスピーチについては、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど社会的関心が高まっていたことを受け、国会において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、平成28年6月3日に施行されました。ヘイトスピーチ解消法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を許さないと宣言をしております。同法が審議された国会の附帯決議のとおり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し、または誘発する目的で行われる排他的言動は、決してあってはならないものであると考えます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今ご答弁いただきましたように、国籍とか民族とか、それから人種とか、これを理由として差別意識を助長するとか、また、誘発する目的で排他的言動、これ、決してあってはならないというふうに私も考えるものであります。市とすれば、もちろんこれまでに様々な差別事象への対応や、それから人権啓発にいろいろと取り組んでこられたものと拝察しますけれども、その中でも特にヘイトスピーチに関わる差別解消のため、具体的にどのようなことに取り組んでこられたのでしょうか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 ヘイトスピーチをなくすために、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が広く深く社会の間に浸透することが重要です。法務省の人権擁護機関では、こうした認識の下、ヘイトスピーチを他人事ではなく、自分自身の問題として捉えていただけるよう、ヘイトスピーチに焦点を当てた様々な啓発、広報活動が行われております。市におきましても、あらゆる差別をなくすための啓発を、ホームページや広報での掲載、12月の人権週間における啓発パネルの展示、研修、講演の開催などを行っております。令和5年7月の市民集会では、在日コリアン3世であるちゃんへん.さんを講師にお招きし、日本と朝鮮半島の近代の歴史、小学生時代に受けた壮絶ないじめやヘイトスピーチ、在日コリアン1世である祖父母の祖国への思い、国籍取得の葛藤などを語っていただき、外国人問題について考えるよい機会になったと考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ちゃんへん.さんの講演につきまして、私も聞かせてもらいました。ユーモアあふれるといいですか、明るい語り口を使いまして、いろいろと彼が今まで受けてこられたいじめとか、そういったことについても聞きながら、それでも、やはりその語り口の中に希望を感じたというふうなことを記憶しております。

私はかつて、奈良県人権教育推進協議会副会長の布施正保先生から、差別の本質は同じも

の、違いがないものを違うということであると。つまり、私なりに解釈すれば、事実の捏造を行うというふうなことだろうと思うんですが、これが差別の本質であるという趣旨の話聞いたことがございます。今回の一般質問をするに当たって、改めて先生にその点を確認しましたところ、違いがないものを違うという差別の典型は部落差別であるというふうに伺いました。それとは別に、人はそれぞれ個性を持っています。人間皆違いがあるのは当然であるのに、違いがあることを理由として、上も下もないのに上下をつける差別、例えば、国籍や民族に対する差別、また、LGBTQなど性的少数者に対する差別などがあるのだというふうにおっしゃって、私もその話を聞きまして頭を整理できたところであります。また、私、今までそれほど意識してなかったんですが、社会問題として、国籍以外に、無戸籍、戸籍がないという話も聞きまして、これもまた今後の課題として勉強していかなきゃいかんというふうに思いました。

さて、ここまでヘイトスピーチに絞ってお伺いをしましたけれども、今申し上げましたように、差別は実に様々な形で存在いたします。特に近年、社会は多様なものであるとの認識が深まってきている中で、行政が人権侵害等にどのように対応されているのか、お伺いをしたいと思います。まず、これまで、あるいは今後、直接市民が差別発言を受けた場合、これは面と向かって言葉を投げかけられるというだけでなく、SNS等で誹謗中傷の書き込みをされるなどの差別事象、こういうものなどが発生しましたら、差別を受けた当事者である市民は行政に対してどう相談すればいいのでしょうか。また、相談を受けた行政はどのように対応をされるのでしょうか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 相談窓口といたしましては、人権政策課が窓口でございます。対応といたしましては、事案に応じて当事者にお話を聞くなど、相談者に寄り添う対応をしております。また、事案につきましては、本部長である市長が人権問題推進本部会議を招集し、共通認識を持って市役所全体の問題として対応いたします。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 人権政策課が窓口ということでございます。また、市長が人権問題推進本部会議を招集されるということで、市役所全体の問題として対応されるということでございます。

さて、今後ますます多様化する社会の中で、人権相談もやはり多様化していくのではないかなというふうに推察するものでありますけれども、人権政策課のような担当課では、職員研修等のブラッシュアップの機会、これはどのようにされているのでしょうか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 職員の研修といたしましては、県や市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会で実施されます研修会等に参加するなど、多様化する諸問題に対応できるよう理解を深め、スキルの向上に努めているところでございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 こうやって常々、スキル向上に努めてくださっているということを理解いたしました。私も現在、議員として、また一市民として、講座などで人権について学ぶ身でございまして、

人権意識を高めようと自分なりに努めているところでもあります。葛城市職員の皆さんも、特に先ほど述べたように、今後ますます多様化する社会の中での人権意識の向上に努められているというふうに思いますけれども、市としてはどのような機会を設けられているのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

人事課では、毎年7月の差別をなくす強調月間に合わせて、全職員を対象に人権問題研修会を実施しております。令和5年度は、「性的マイノリティーと人権、性の多様性が尊重されるまちづくりのために」をテーマに対面式の研修を実施いたしました。令和6年度は、「アンコンシャス・バイアスに気づく」をテーマに職員研修を実施しております。また、新規採用職員に対しては、全体研修への参加に加え、別途人権研修を実施しております。これらの取組を通しまして、継続的に職員の人権意識の向上に努めているところでございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 令和6年度は、「アンコンシャス・バイアスに気づく」をテーマに職員研修を実施されたということでもありますけれども、私自身、アンコンシャス・バイアス、つまり無意識の思い込みとか、無意識の偏見、これを私自身たくさん持っていると思いますので、時々、自らチェックをしていかなければならないなというふうに思っているところであります。また、偏見から来る差別としてマイクロアグレッション、これは小さな攻撃性とも訳されるものがありますが、これがあります。マイクロアグレッションが生まれる原因の多くは、無知と思い込みだというふうに言われております。例えば、分かりやすい、卑近な例を言いますと、現在、電車もバスもタクシーも女性運転手が大勢いらっしゃいます。全く普通のことであります。しかし、例えば車を我々が運転をして、運転が上手な、あるいは下手な女性がいらっしゃったら、例えば褒め言葉のつもりで、何か女性の割に運転が上手ですねと言ってみたり、それから、何か運転が下手な女性がいらっしゃったら、女性だから仕方ないねというのは、これは無意識に、無知と思い込みから来る、相手を侮辱する発言をしてしまっているということになるわけです。これがマイクロアグレッションということで、これも私自身、気をつけていかねばならないなと思っているところであります。

マイクロアグレッションについて、なぜ今、話をしているかといいますと、先月11月17日、日曜日の毎日新聞の社説に「傷つく外国ルーツの人 理解深め偏見なくしたい」という社説が出ておりました。紹介しますと、日本と外国の双方にルーツを持つ人たちが、日々の暮らしの中で悪意のない差別に苦しめられていると。立命館大学の下地ローレンス吉孝客員研究員が調査をしたところ、アンケートをしたら、98%がマイクロアグレッションを経験していたというふうなことが出てきております。一番最後に、こういうふうにして社説は締めくくっておられますけれども、誰にも何らかの思い込みや偏見があると認識することが重要だと。苦しむ人たちの声に耳を傾け、自らの振る舞いを顧みる。それが多様性を尊重する社会を実現する一歩になるはずだということでもあります。この下地ローレンス吉孝先生は、人種とか、ジェンダーとか、そういった性的指向などに向けられる否定的な言動、マイクロアグレッシ

ョンということの研究されているんですが、私もこの記事を読みまして、図書館にも、葛城市の、これは當麻図書館にもありますけれども、下地先生の本がありますので、また、これを機会に私も読んですごく勉強になりました。特に戦後からの歴史というんですか、そういうことも勉強になりましたので、またよろしければ、皆さんもお読みいただけたらありがたいかなというふうに思います。

さて、先ほど、今後ますます多様化する社会について言及し、ご答弁もいただきましたが、今度は、日本語が母語でなくて、そのためにうまく日本語でコミュニケーションをとることができない外国人、いわゆるニューカマーの方が日本各地に大勢いらっしゃいます。私の知人で、中学校で英語の先生をしている人もいるんですが、彼は英語が得意なのと、ブラジルにずっと留学をしていたこともあって、ブラジル、ポルトガル語が堪能ということでして、滋賀県内でそういったニューカマーの方、ブラジルから来たお子さん、保護者の方、あるいはペルーから来たお子さん、保護者の方を支援する活動を行っております。私も時々、葛城市内で、いつも朝に、年に何回かなんですけど、信号待ちしていますと、横に自転車に並んで止まられてまして、恐らく付近の工場などで働いておられる外国の方、拝見したら、恐らく東南アジアからいらっしゃった方であろうなというふうに拝察するわけなんですけど、そういう方を見かける機会がございます。仕事などで来日されていて、慣れない日本で苦勞も多いことと拝察するものでありますけれども、このような方々のお困り事に対する対応といたしますか、配慮について市では現状どのようにされているのでありましようか。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 まず、外国人の方の市役所での窓口対応についてお答えをさせていただきます。

外国人の方が窓口に来られた際には、まず、どの言語をお話しされるのかを確認させていただいております。その上で、必要に応じて、外国語のリーフレットや翻訳アプリを利用しながら、できるだけ簡単に分かりやすい言葉を使い、何を求められておられるのか具体的なニーズを把握し、相手の意図を理解し対応するよう努めております。いずれにいたしましても、来庁された皆様へは、分かりやすく丁寧な窓口対応を行うことを徹底しております。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

現在、奈良県において、奈良県地域日本語教育推進事業補助金や奈良県在住外国人コミュニティ活動支援補助金を活用した事業を実施しております。県担当課と打合せを行い、本事業の必要性、需要について現在研究中であります。

以上です。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 私は、縁あって日本に来られた外国人の皆さんには、ぜひ日本という国、あるいは葛城市を好きになっていただきたいというふうに願っております。このことは日本の国益にもつながり、葛城市にとってもプラスになると思いますので、市職員の皆様には、丁寧な対応をお願いをしておきたいと思います。

先週金曜日に松林議員が一般質問の中で質問されましたけれども、明治安田こころの健康

財団というところが作ったコミュニケーション支援ボードというのがありまして、私も早速調べましたら、非常に、なかなかいいです。例えば、警察官が対応するようなボードでしたら、21か国語対応みたいなことがあって、場合によっては、通訳センターに取り次げるというような対応もできるというふうなことでございました。答弁の中で市長もそのとき前向きな答弁をされたと思いますが、葛城市でも、ぜひとも、私、これ、いいなと思いましたが、前向きにまたご検討、導入いただけたらありがたいなというふうに思います。

さて、最後に、人権政策につきまして、市長の見解をお伺いをいたします。葛城市の人権政策については、市民への啓発活動などよくやってくださっていて、私も多くのことを学ばせてもらいました。ということで、評価するものでありますけれども、市長としてのお考え、特に差別や誹謗中傷を受けられた人の痛みにつきましても、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市では、これまで人権尊重のまちづくりに向けて様々な取組をしてまいりましたが、残念ながら、今なお、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、SNSやチャシでの誹謗中傷、インターネット上の差別書き込み、また、議員がおっしゃいましたヘイトスピーチ、外国人差別など様々な人権侵害が起こっております。――

――(削 除)――

――差別を自分のこととして理解し、向き合うことが私は大切であると考えております。今後とも、様々な人権問題の解決を目指し、あらゆる差別のない、住んでよかったと思える葛城市の実現に向け、人権啓発、人権教育を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 人権問題につきまして、葛城市内での啓発問題につきましても、市長も引き続き先頭に立って行っていただきたいというふうに思います。

続きまして、市民要望への対応についてお伺いをいたします。このたびの質問のタイトルをつけるとき、ちょっと悩んだ末に、市民要望というタイトルをつけました。市民要望への対応についてということなのですが、説明をさせていただきますと、具体的には、市民の皆さんが市役所の窓口で請求をされたり、相談をされたり、場合によっては、市の対応やミスに対してクレームを入れられたりと、それらもひっくるめて要望というふうに私、タイトルをつけました。葛城市には大字要望という言葉がございますので、大字要望といえ、道をよくしてくださいとか、施設の補修をしてくださいという要望なんですけれども、そうではなくて、今回の質問では、市政に対する市民からの改善要求とか、相談とか、そのような意味で使っていますので、ご承知おき願いたいと思います。

では質問に入ります。市民サービスについて、日常的に市民からの相談や要求が窓口寄せられていることと思います。私も議員も、市に何らかの要求をされたことのある市民の皆さんから、市の対応への不満の声を聞くことがあります。それらは窓口で対応された職員

の方の知識の不備を指摘する声であったり、ミス指摘した際の対応であったりします。市民要望への対応は、公正、公平かつ迅速に行われるべきであります。問題があった際には、その都度、情報共有、改善などを行っておられると思いますけれども、このところ、市民から、市民対応についてのご指摘やご不満の声を聞く機会があったことから、市のお考えをお伺いしたいと思います。しかし、漠然としたことを聞いても分かりづらいと思いますので、今回の質問では、私が市民から直接伺った具体的な事例を、実際に起こったことをそのままではなくて、問題点の本質だけを抽出して2つ挙げたいと思います。これらはあくまでも、今回の質問の意図を明確にするためのものでありますので、この事例そのものへの市の対応を問うものでないことはご理解願いたいと思います。

まず、1つ目の事例についてお伺いをいたします。とある課から、市民の方、仮にAさんといったします、への書類の発送が行われたそうであります。しかし、市内に同姓同名の方がいらっしゃったということで、間違っって無関係の市民に書類が届いたそうであります。書類を受け取った方は、全くの赤の他人でありましたが、善意で、本来書類を受け取るべき市民に直接届けられたので、このミスが発覚いたしました。もし、受け取った方が自分には関係ないわと放置されたら、ミスが明るみになるのがもっと遅かったか、分からないままだったかもしれません。これについてAさんが担当課に問合せをされたそうであります。それに対する担当課の職員の回答は、本来、住民には宛名番号というのを振られているんですけども、住民に振られている宛名番号で検索して、その方の住所とかを引き出して、それで発送すべきところを、恐らく間違っって名前を検索してしまった可能性がある。これはあくまでも推察なんですけど、可能性があるということでありました。また、郵送の際、封をするのは外部の業者に委託しているとして、その前段階で書類を印刷するのは市職員の方がされているんですけども、これについては、そのときにはチェックをすれば分かったんだそうですけれども、チェックはしてなかったということです。Aさんいわく、入力時、入力をするときと、それから印刷時の2回、ダブルチェックの機会があったのに、怠っていたのではないかというふうに推察をされているということでございます。

ここで質問であります。現在では、以上のような郵送物を出されるときのダブルチェックについて、ルールの明文化はされているのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

実際にどの部署でどのような事案で起こったことであるのか、具体的な内容が分からない前提での答弁となりますが、葛城市では、郵便物を出すときに宛名等のダブルチェックを行うことについての明文化したルールは設けておりません。しかしながら、今回のような間違いがないように、以前から部長会を通じ、事務処理の誤りが起こらないように、安易に事務を職員1人に任せきりにするのではなく、必要に応じて、別の職員の間でもチェックするように各部署へ通知しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 明文化したルールというのは、特に今のところ設けておられないということですが、

特に個人情報を扱うような仕事というのは、ダブルチェックが基本中の基本だというふうに思います。こういった仕事については必ずダブルチェックを行うとか、明確なルールを決めて徹底されるということを改めて要望しておきたいと思います。Aさんのケースでは、たまたま同姓同名の第三者が善意を持って対応してくださったので事なきを得ましたが、これに限らず、個人情報が漏れることによって、Aさんに迷惑が及ぶ、場合によっては、人権侵害につながる可能性もあると考えます。職員個人のミスがどうこうという意味ではなくて、Aさんのケースが起こった時点で、従来のやり方ではミスが起こり得ることが分かったということが考えられると思いますけれども、そのような情報はどのように組織で共有されるのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 インシデント対応として、部長会や部長連絡調整会議において、資料説明や事象の報告などを行い、その後の部局内会議、課内会議、担当者会議を実施する際に、必要な情報の共有、報告、連絡、相談の機会の設定、問題点の洗い出し、問題意識の共有等を行い、適正な事務執行に努めております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 インシデント、つまり異常事態ということであります。アクシデント、事故に至るおそれがある事件自体があれば、今ご答弁あったように、問題点の洗い出し、それから問題意識の共有等を行うということであります。ところで、このAさんは、このたびのインシデントに対して外部への公表を求められたということでありますけれども、公表は行われなかったというふうに聞いております。Aさんはおっしゃるんです。民間ではこういうのはすぐ公表するものだというふうに私にはおっしゃったわけでありますけれども、行政におかれましては、今後、インシデントが発生した際には、こういった場合には公表するんだ、こういった場合はそうではないというような明確な基準をつくっておくことを要望いたします。

Aさんは、単に頭を下げてほしいと求められているわけではありません。改善を求められているわけであります。冒頭申しましたように、市民要望への対応は、公正、公平かつ迅速に行われるべきであります。そのためにもインシデント発生の際の明確な公表基準を準備していくことをこの場で要望しておきたいと思います。

ところで、次に、別の市民、今度はBさんとしましょう。から伺ったことでありますけれども、Bさんが窓口で書類の請求をされたところ、Bさんがおっしゃるに、市職員の知識が不十分なために誤った対応をされたことがあったそうであります。Bさんはたまたま行政の知識をお持ちの方だったために、その場で職員の誤りを指摘できたということであります。しかし、もし、誤った対応のために、Bさんがこういう知識をお持ちでない方であって不利益が及んだとすれば、これはゆゆしき問題であります。もちろん、配置後、勤務の日が浅く、十分な対応ができない職員さんもいらっしゃいます。これは当然のことです。それは仕方のないことだと思いますけれども、市民からの相談をベテラン職員にうまくつなぐなどの対応がこのときは必要だったんじゃないかなというふうに思うわけでありますけれども、市ではどのように指導されているのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 普段から、窓口業務で何か問題が起こり、担当者だけでは対応できない場合は、直属の上司である係長が対応し、更に必要な場合には、管理職が一緒に対応することになります。また、各課において朝礼と終礼の実施の徹底を行っております。その中で、その日に職場で起こった問題や職員の状況について日々把握を行い、課内の職員へ共有するように指導しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今おっしゃったこと、実施を徹底していただくように改めてお願いをしたいと思います。

さて、市民対応につきまして、いわゆる接客研修というのはされていると思いますけれども、担当業務の専門性を高めるということが大事だというふうに思いますけれども、こういった課ごとの研修、これはどのようにされているのでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 職員研修としては、人事課あるいは担当課で独自で申し込むものを行っておりますが、基本は希望制で専門分野研修を実施しております。また、職員への強み、弱みを踏まえたアドバイスを行いやすい環境づくりとしての管理監督者あるいは係長が中心となって職場でのOJT、オンザジョブトレーニングが日々の研修になると考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 職員さん、それぞれ強み、弱みがあったりとか、得意、不得意というのはあろうかというふうに思います。葛城市では令和5年度から係長制度が導入されましたけれども、この係長制度、やはりこういった指導でも有効に活動していただくよう改めてお願いをしたいと思います。

さて、懐かしい言葉というか、私、学生時代に聞いた言葉をBさんから聞いたんですが、市職員は公僕やでと、こういうふうに聞きました。公僕はイコール公務員なんですけれども、すなわち市職員というのは公衆への奉仕者であると。つまり公務員だというふうなことでありますけれども、市民は、行政のことは公務員に聞けば大丈夫だ。手堅く仕事をされていると、多くの市民の方が信用されていると思います。しかし、それが万が一、裏切られたというふうに感じたときには、公務員あるいは行政に対する不信感が生まれてしまう懸念もあろうかと思います。したがって、市民の相談、請求、苦情などへの対応を、日常の業務の中で大変だとは思いますが、しっかり行っていただきますよう改めてお願いをしておきたいと思っております。

さて、市職員の皆さんには、担当業務の専門性を高めるためにぜひ努めていただきたいというふうには思います。とはいうものの、限られた執務時間中での、OJT以外に十分な研修時間を確保することも難しいんじゃないかなというふうに思います。また、職務に一生懸命専念している最中に市民から声をかけられて集中力が途切れてしまったり、それがために、これは理由にしちゃいけないんですけども、中途半端な対応になってしまったりということで、生身の人間ですから、大変なこともあろうかなというふうに思います。ということで、話は少し変わりますが、現在、ほかの自治体でも総合窓口化が進んでおりまし

て、當麻庁舎にも総合窓口が設置されています。私は、新庄庁舎にも総合窓口の機能を導入するという事は、先ほどまでの問題を解消したり、軽減したりするには意義のあることだというふうに考えております。総合窓口で市民のご要望をきちんと聞いて、そこで交通整理をして担当課に行ってもらえれば、市民も職員双方にとってメリットがあるのではないかと考えるものであります。まず、現在、総合窓口業務が行われている當麻庁舎の現況についてお伺いをいたします。

奥本議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしく願いいたします。

総合窓口課は、令和4年1月の旧當麻庁舎の除却に伴い、今まで以上に市民に寄り添った行政サービスの提供、地域市民の利便性の確保を行うことを目的として設置をされました。従来、市民窓口や保険、福祉、税など各課窓口でしか実施できなかった業務を集約して実施できるようになっております。加えて、課内に案内係を配置し、待ち時間の短縮、スムーズな対応に心がけております。また、手続内容により担当課から詳しい説明が必要と判断した場合には、新庄庁舎の担当課と直接テレビ電話で会話ができるようリモートブースも設置しております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 先ほど申しましたように、私は、担当課の窓口業務の負担を減らして、職員の待遇に対する市民の満足度が上がる効果が、総合窓口を設置することによってこういう効果が見込まれるというふうに考えております。當麻庁舎に設置されている総合窓口の機能を全部持ってくる必要はないと思います。例えば、リモートブースなどは、これは當麻庁舎だから設置されているのであって、新庄庁舎にはそういうものは不要だと思いますけれども、そういった機能の一部、これを新庄庁舎にも導入することを検討すること、本当に意義があるというふうに考えるのでありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

現在、當麻庁舎で行っている総合窓口課によるワンストップサービスを新庄庁舎へ導入することについては、以前に庁舎機能再編の検討の中でも議論しておりました。新庄庁舎においては、総合窓口の機能を導入することで、市民への効率的なサービスの提供や利便性の向上が考えられます。また、行政側としては、サービスを集約することで重複した業務や運営コストが削減され、組織全体の運営コストの削減にもつながることが期待されます。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 今し方おっしゃったように、私が考えていることと同じことです。同じことをおっしゃってます。総合窓口機能を導入することで、市民への効率的なサービスの提供、利便性の向上、私も考えられると思います。また、行政のほうから見ても、サービスを集約することで、重複した業務、運営コストが削減されるというふうなこと、そういった効果なども期待できるということでありまして。私も全く同感でございます。

最後に市長にお尋ねをいたします。私は、行政に対する市民の相談を受ける窓口は、一般

論として、市民の皆さんにとって、分かりやすくて敷居が低いほうがよいというふうに考えるものであります。また、もう何度も申しておりますように、市民の相談への対応は、公正、公平かつ迅速に行うべきだと、これは市長も常々おっしゃっていることだと思いますけれども、改善策となり得る1つの手段、いろいろ手段がある中の1つとして、総合窓口機能を新庄庁舎にも導入するという、私のかねてからの持論を提言をいたしました。検討していただく価値があるかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 當麻庁舎総合窓口課につきましては、當麻庁舎危険性排除に伴う機能再編成に伴い、令和4年4月1日より開設をしております。一方で、新庄庁舎の市民窓口課においては、市民の皆様がご不便を感じることをないように、各課の窓口でそれぞれ行ってきた手続を、1つの窓口にお越しただけで全ての手続を行えるワンストップサービスを実施しております。部長の答弁の中にもありましたように、もともとの議論の中で、両庁舎に総合窓口課を設置することが必要という認識で検討してまいりました。新庄庁舎に導入するメリット、デメリットをしっかりと調整していく必要があると考えております。

奥本議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。しっかりと、新庄庁舎においていい形というのはあるかと思えます。もちろん當麻庁舎と違って、新庄庁舎の場合は直接原課のほうにいらっしゃる市民の方もいらっしゃるし、それはしっかり対応しつつ、やっぱり総合窓口を経由したほうが行きやすいという市民の方もいらっしゃると思っておりますので、この辺り、しっかり検討していただいて、ぜひとも、早い段階での導入をお願いできたらと思えます。

それから、最初の質問、人権政策についてということで、市長にも啓発活動等について先頭に立って行っていただきたいというふうをお願いをいたしましたけれども、市長も言及されましたけれども、人権侵害を受けたほうの痛みというんですか、そういう人の痛みというのは、やはり受けた人じゃないと分からないという部分があるかと思えます。そういったことに対して、私どもの社会というのは、そういったことをしない社会にしていかなきゃいけないと思えますし、そのためには、やはり常日頃からの私どもの人権意識の向上ということ、勉強ということが、これが大事だというふうに思っております。私自身も、改めて、今回の質問を通じてですけれども、勉強も更にしていかなきゃいけないなというふうに思いますとともに、皆さんも、ぜひともこういったことに積極的に取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思いまして、私の一般質問といたします。

以上で終了いたします。本日もご答弁ありがとうございました。

奥本議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

藤井本議員 議長、動議。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 休憩動議をお願いしたいと思います。理由は、今の吉村議員の一般質問の中の1問目で、人権政策の市長の答弁の中に、思いつかないというんですか、我々議員として分からない部分がありましたので、そこを確認するための休憩動議をお願いしたい。

奥本議長 動議賛同者はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

奥本議長 藤井本議員の動議を認めます。

暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時45分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩前に14番、藤井本議員から動議の申告がございました。これにつきまして休憩中に確認を続けましたが、非常に内容的に確認する事項が多くて時間がかかるということですので、この件につきましては、後日また議会のほうで話し合うという形にして、一般質問を再開したいと思います。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回は2点あります。1点目は、オーガニック給食の可能性と農業振興について。2点目は、葛城市としての公式SNSの開設についてです。

では、これよりは質問席で質問させていただきます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 1問目は、オーガニック給食の可能性と農業振興について質問させていただきます。オーガニックまたは有機というと、今までは特定の人に関心を持つ、ある意味、特殊な分野であると思われていたかもしれませんが、後ほどご紹介しますが、2021年5月、みどりの食料システム戦略、略してみどり戦略が策定されて以来、急速に全国で有機農業が注目されるようになりました。それに伴い、有機栽培で育った米や野菜などの販路の1つとして学校給食に使ってもらい、子どもたちにより安全でおいしい給食を提供できれば、地域の農業も活性化し、みんなが身近な食や環境への関心も高まっていくのではないかという期待が持たれています。

まず、オーガニックとは何か。一般的には、農薬や化学肥料に頼らず、遺伝子組換えなども行わずに、本来持つ土壌の力や自然の恵みを生かした農法、栽培方法、加工方法、そして、そういった方法で生産された農産物、そして加工品のことを示します。学校給食で有機食品を利用している市町村数は、2020年では123、2022年では193と年々増えていますが、オーガニック給食や有機農業は課題も多く、取り組んでいる自治体のやり方も様々です。葛城市にもぜひオーガニック給食をという私の思いはありますが、まずは本市の学校給食について質問させていただきます。葛城市では現在、調味料も含め、オーガニック食材を使っているのでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こんにちは。こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願

します。

私ども、こども未来創造部が担当しております保育所、こども園では、有機ケチャップを使用しているところがございます。

以上です。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、学校給食センターではオーガニック食材の発注はしていないため、納品物がオーガニック食材である可能性もございますが、確認はできておりません。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 保育所、こども園では、有機ケチャップ1点のみ、使われていることで、給食センターのほうでは、納品された食材の中にあるかもしれないが確認できないということでした。私、榎原市にお話を聞きにいったんですけれども、榎原市は現在、オーガニック給食に向けて取り組んでいらっしゃいますが、まさしく、きっかけが今のようなお話だったんです。榎原市は平成の中頃からJAが学校給食の農産物を集荷して納品されていたそうなんです、その中にたまたま有機野菜が紛れ込んでいたということで、それならその部分を伸ばしていこうと、現在、かしはらオーガニックという協議会とJAが連携して有機野菜の割合を増やしている状況です。葛城市も、保育所、こども園のケチャップ、今、1点のみなんですけど、そこから広がっていってくればなというふうに思います。

さて、学校給食法では、給食は自治体の裁量に大きく委ねられていますが、本市独自の取組を教えてください。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、奈良県や葛城市の郷土料理、季節の行事に合わせて給食を提供しています。また、子どもたちが栽培から収穫までした食材を給食で提供したり、食育活動として年間四、五回、子どもたちとともにクッキングを実施しています。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食におきましては、本市独自の取組といたしまして、市立小学校、中学校、幼稚園の給食の米飯は、平成30年度の3学期から葛城市産米を使用し、提供しております。令和5年度からは、防災月間に合わせて、防災給食として、防災の観点から、長期保存の利くものや個包装のものなどを組み合わせた献立を実施しております。また、ちゃんこ鍋コンテスト入賞作品のちゃんこ鍋を、地域の味として根づいていくきっかけとなるよう給食に取り入れ、提供をしています。さらに、令和6年度から始めました取組として、毎月19日の食育の日に合わせて、給食にどのような食材が使われ、どのように調理されているかを実際に見ることで、給食に興味を持ち、楽しく、残さず食べることを目的に、大和野菜や旬の野菜を使った献立、人気メニューの調理の様子などを題材に、給食センターで動画を作成し、給食の時間に各教室に配信をしています。本年10月には、市制20周年を記念したお祝い給食を、市内中学生の生徒が考案した献立により実施をしているという状況がございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 いろいろ工夫されて取り組まれていることが分かりました。子どもたちが野菜を育て収穫する。また、料理をする。そういったことで自然の恵みに対する感謝の心が育まれる。また、小・中学校では、動画を通して実際に自分たちが口にしている給食がどのように調理されているかを見ることで、食に興味も湧き、同じく感謝の心も自然と湧いてくる。これがまさしく、オーガニック給食で目指しているところでもあります。地元産の有機食材を使うことで、自然に感謝し、食、農、環境に関心を持ってもらい、今の子どもたちだけではなく、未来の子どもたちの食、そして環境を守っていけるのではないかと考えます。学校給食は年間約180日提供されておりまして、子どもたちの年間の食事回数の約6分の1を占めています。保護者の方にも給食に関心を持っていただきたいのですが、アンケートなどをとられたことはありますか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、アンケートは実施しておりませんが、給食試食会や保護者との面談や、やり取りの中で給食に関するご意見をいただく機会がございます。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターでは、年に1度、小・中学校の児童・生徒を対象に、味つけや量、好きな献立、苦手な献立等についてアンケートを実施しています。また、保護者に対しましては、給食試食会の際に、その日の献立の味つけや量、献立の組合せ等についてのアンケートを実施しています。アンケートの結果を生かし、リクエスト献立を作成するなど、おいしい給食、また、楽しい給食の時間となるよう努めています。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。現在、葛城市ではオーガニック給食への動きはない中で、保護者さんからの有機食材などの問合せとかも、もちろん、出てこないのかなというふうには思いますが、最近、私としてはショックなお話を聞いたんですが、小さなお子さんのいる共働きのあるご家庭が、晩ご飯は宅配弁当をとっているということなんです。いろいろ考え方はあると、お忙しいということもあると思うんですけども、食への関心が薄らいでいる人も少なからずいらっしゃるのではないかと推察します。学校で有機食材を使うことで、保護者の方が関心を持たれ、食を通して暮らしや社会の在り方を考えてくださるきっかけにもなるのではないのでしょうか。葛城市では、学校給食センターに地産地消コーディネーターを配置されていらっしゃるんですが、以前にも質問したので業務内容などは把握しておりますが、地元産の食材を調達する段階で直接生産者さんとの交流は持たれているのでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 地産地消コーディネーターは、主に野菜の発注に関する事務や、給食センターと生産者の代表者及び野菜の納品業者との調整業務に携わっております。市内産野菜の使用量を増やしていけるよう、生産関係者等との調整を重ねながら、地産地消率の上昇に向けて更に努力してまいりたいと考えております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 3月議会でも、経済を地域で回していこうという質問をさせていただいたときに、野菜の

地産地消率のお話を質問させていただいて、今現在、葛城市の野菜の学校給食での地産地消率が8.04%というご答弁をいただいています。また、葛城市産の米をお使いになっているので、合わせて51.25%となるようなんですけれども、学校給食における地場産物の使用割合が、奈良県平均が31.9%、全国平均が55.4%ということなので、全国平均には近いのかなというふうに思いますが、野菜の地産地消率がもう少し上がればと、私としては思いますが、やはり生産者さんたちとの密な連携が必要になってくるのではないかと考えております。地産地消コーディネーターさんの役割は大変重要であるというふうに思いますが、納品業者さんが納める食材はどこから来ているかというのは把握されていらっしゃるのでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、米は奈良県農協から、肉類、野菜類は葛城市内業者から納入いただいております。野菜類は納品書に産地名が記載されているため、産地の把握ができており、中には葛城市産野菜もございます。米は奈良県産を指定納品いただいております。肉類、野菜類は全て国内産を使用しています。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターでは、野菜ごとに市内産、県内産、県外産に分けて見積り合わせを実施し、落札業者には産地を記載して発注をしています。納品時は納品書により産地を確認し、市場から仕入れられたものについては、納品書に加え、箱に記載された産地の確認を行っています。学校給食センターにおきましては、納品された野菜がどの産地のものであるかを把握し、使用をしております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 では続けて、食の安全性についての見解をお聞かせください。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、食材につきましては、先ほども申しましたとおり、食材のほとんどは国産を使用しています。中には加工品を使用することもございますが、可能な範囲で調理員の手作りのものを提供するようにしています。食中毒防止には、厚生省が定める大量調理衛生管理マニュアルに準じて衛生管理を行い、安全な給食の提供に努めているほか、アレルギー児の対応マニュアルなども作成しています。また、誤嚥、窒息事故防止のため、使用食材の選定や提供方法などについて、適宜、給食会議を毎月1回開催し、食の安全等について話し合いを実施しています。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターにおいては、野菜、肉については国産のものを使用しており、納入業者に対しては、納入する食材が学校給食用であることを理解し、鮮度及び品質については特に留意するとともに、感染症予防の措置について十分配慮するように指示をしています。その上で、納入時には必ず検収責任者が立ち会うとともに、必要に応じ、栄養教諭が立ち会い、検収簿に基づき、数量の確認及び食材の品質の点検を行っています。また、学校給食衛生管理基準に基づき、年に一度、学校給食用食品の安全に係る検査として、細菌、農薬、添加物についての検査を業者に委託をして実施し、検査項目によっては、納入業者から原産地、

加工地の証明書の提出を求めています。令和6年度に実施いたしました細菌検査の結果については陰性で、農薬、添加物についても基準値以下となっており、安心・安全な給食を提供しております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ほとんどの食材が国産であるということと、アレルギーへの対応とか、学校給食においては、農薬、添加物の検査もしておられるということでした。では、もう一步、踏み込んで食の安全を考えてみると、遺伝子組換え食品、家畜に投与される抗生物質、様々な食品添加物、今問題になっているネオニコチノイドのような残留農薬、そして安全性が確かでないゲノム編集など、食の世界はかなり複雑化しております。先ほども述べましたように、年間食事回数6分の1が学校給食である子どもたちは、今、成長過程であり、体が小さい、食から受ける影響はかなりあると考えております。そのためにもより安心・安全な食材を選んでいただきたいと思いますが、葛城市の保育所、こども園、小・中学校では、学校給食物資規格書を作成していらっしゃるのでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 保育所、こども園では、書類やマニュアルとしては作成はしていません。

納品業者とは密に連絡を取って、毎回同様の商品を納入してもらうこととしています。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 学校給食センターにおきましては、学校給食物資規格書の作成はございませんが、野菜類については、品質などに関し、秀以上となるなど、新鮮なものとしております。また、加工品については、見積り徴取時に、形状や大きさ、アレルギー不使用などの規格の指定をしており、初めて使用する場合など、必要に応じて、商品サンプルや商品規格書の提出を求めた上で使用する食材を選定しています。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 確かに作成していらっしゃる自治体も多いのかなというふうには認識しているんですけども、このような基準書には、一般的には、学校給食に使用される食材や物資の品質、規格、衛生基準が定められていて、食材の選定や調達、調理に関する指針も示されています。現在されているように、見積り時に指定をするということもできるとは思いますが、それだけではやっぱり限界があるように思います。やはり文書として明文化することにより、納入業者にとっても分かりやすく、たとえ栄養士さんが代わったとしても、それは揺らぐことはなく、何よりも、その自治体が学校給食にどのような価値を置いているかが分かると考えます。作成には時間も労力もかかるとは思いますが、ぜひ、ご一考いただければと思っております。そして、作成された暁には、ぜひホームページで公開していただきたいです。よろしくお願いたします。

では、給食費に対する行政サポートについてお聞きします。現在どのような支援を行っていらっしゃるのでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 昨今の物価高騰により、給食に係る原材料費につきましても例外ではなく、物価高騰

による影響を受けている状況でございます。一方で、学校給食費につきましては、平成26年の消費税増税以降、負担金の値上げを行っていない状況でございます。学校給食法におきましては、給食原材料費は保護者負担とすることとされていますが、保護者負担を軽減することを目的に、原材料費と給食負担金の差額につきましては、公費により負担をしており、令和5年度におきましては、給食原材料費全体の41.8%、約4割を公費負担とし、可能な範囲において行政がサポートしております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 オーガニック給食についても、課題の1つとして価格というものがあります。どうしても有機栽培の野菜というのは、慣行栽培のものよりも高くなってしまっているんで、その辺りがかなり取り組んでいらっしゃる自治体では課題となっているんですけども、ある自治体では、オーガニックを進めていらっしゃるんですけども、有機栽培の野菜の価格と慣行栽培の野菜の差額を補助していらっしゃるというところもあります。より安心・安全な食材を使用するためにも、葛城市でも既に原材料費と給食負担金の差額をされているわけですが、更なる安心な食材を入れていただいて、その差額を支援していただきたいなというふうに思っております。葛城市においては現在、オーガニック給食に向けての動きはないというふうに私自身は認識しているんですけども、ここで教育長にお聞きします。オーガニック給食の可能性も含め、これからの学校給食はどうあるべきか、見解をお聞かせください。

奥本議長 樫本教育長。

樫本教育長 皆さん、こんにちは。教育長の樫本でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

学校給食の在り方についての私の考えということでご答弁させていただきます。近年、偏った栄養摂取、あるいは、朝食欠食などの食生活の乱れや、子どもたちの健康を取り巻く問題が指摘されており、学校、家庭、地域が連携して、次世代を担う子どもたちの健全な食生活の形成に努める必要があるというふうに考えております。その上で、学校給食は子どもたちが食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身につけるために重要な役割を果たしていると認識しているところでございます。また、学校給食においては、まず何より安全性の確保が求められることから、全ての学校給食関係者が衛生管理における認識を共有するとともに、学校給食で使用する食材における安全・安心の確保についても、細心の注意を払っているところでございます。今後も、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層、地場産物を活用し、子どもたちが身近に実感を持って地元葛城の食や食文化などについての理解を深めるほか、生産者や生産過程を知り、学ぶことで、郷土愛を育み、心豊かで健康な子どもたちを育成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。未来を担う子どもたちのためにも、私たちができることの1つとして、より安心・安全な食材を提供するというところで、オーガニック給食がそこにあるのではないのかなと私自身は思っております。オーガニック給食が進むことで、地域に有機農家

さんが増え、土壌が肥え、様々な生き物が共生する環境になり、最終的には地球環境がよくなっていく。ちょっと壮大な発想なんですけれども、そういうふうになっていくと。そのためには有機農家さんを増やす必要があると思います。冒頭で述べました、みどりの食料システム戦略、略してみどり戦略ですが、持続可能な農業や食料生産を目指す取組の1つです。このシステムは、環境保護や生物多様性の維持、地域経済の活性化を重視し、農業の生産性を向上させることを目的としています。具体的には、有機農業、地産地消、循環型農業などが含まれます。これにより、食料の安全性や品質を高めるとともに、環境への負荷を軽減することが期待されています。みどり戦略の中で有機農業を後押しするために、有機農業の生産から消費まで地域ぐるみで取り組む事業として、市町村がオーガニックビレッジ宣言をして、その実現のための経費を支援するというものがあります。今年の3月議会で私の一般質問で、私もオーガニックビレッジの市の見解をお聞きしたんですが、そのときは素っ気なく、研究しますという簡単な答弁をいただきましたが、今回も懲りずにお考えをお聞きします。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

有機農業とは、科学的に合成された肥料と農薬を使用しないことと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であり、労働時間が長くなったり、収量が減少したりする傾向があります。オーガニックビレッジは、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するものであり、葛城市の地域性においては、オーガニックビレッジ宣言の活用は現時点では難しいと考えています。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 現時点では難しいということなんですけど、確かに、いきなり有機は難しいとは思いますが。ただ、減農から始めることもできるのではないかとこのように思っております。現実、今、化学肥料の値段高騰で、逆に自然由来のバイオ炭やバイオ液肥を使っていこうという動きがあります。目的は違ったとしても、これは有機に変わっていくチャンスではないかと私は思っておりますので、ぜひ、市もこれに対しての後押しをするような支援をお願いしたいと思っております。では、市内に有機農家は何件あるんでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 有機農業の検査認証制度である有機JAS認定を受けている方は、市内にはいらっしゃいません。また、化学肥料、化学農薬の使用量、使用回数を3割以上削減することなどを要件とするみどり認定についても、市内にはいらっしゃいません。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 私も調べたんですけど、有機JAS認証というのは、かなりハードルが高く、取得するのは難しいというふうに思います。みどり認定のほうなんですけど、少しハードルは低いんですけども、補助金が交付されるわけでもなく、優遇措置は何点かあるんですけども、有機農家さんにとってはあまり魅力的ではないのかなというふうにも思います。では、これから有機農業をこの葛城市で始めたいという方の支援はあるんでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 有機農業者への支援といたしましては、農林水産省の事業で、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機転換推進事業がございます。この制度は、国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援するもので、国の予算の範囲内で、10アール当たり2万円以内を交付単価としています。国際水準の有機農業という取組水準はかなり厳しいこともあり、葛城市において、令和5年度と令和6年度の交付申請者はおられません。また、別の農林水産省の事業で、日本型直接支払制度のうち、環境保全型農業直接支払交付金がございます。この制度は、有機農業などに取り組む農業者を2戸以上含む農業者団体などを対象に、そば等雑穀、飼料作物は10アール当たり3,000円、そば等雑穀、飼料作物以外は10アール当たり1万2,000円を交付するものです。こちらも葛城市において交付申請者はおられません。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 なかなか、どちらもハードルが高く、また、新しく始めたいという人には、あまりピンとこない支援なのかなというふうに思います。それよりは新規就農者の方に対する支援というのは、規模によって様々ありまして、それを使っていくのがいいのかなと私は思っておりますが、そういった方が相談に来られたときは、あらゆる可能性を示して、ぜひ支援していただきたいと思います。では、地域経済循環と農業振興を考えて、学校給食にもっと地元産の農作物を使っていたきたいのですが、その辺りはどのようにお考えになっているのでしょうか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 学校給食への供給については、数量、納期、規格等についての基準があり、地域農業者が参入するにはハードルが高くなっています。一方で、市内には2つの道の駅があり、農業振興も担っていただいていることから、情報を共有しながら、方策がないか研究してまいりたいと考えています。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ご答弁にあったように、様々な課題を乗り越えるためにも、有機に限らず、地元産の野菜を使っている自治体では、私もいろいろ本を読んだんですけど、かなり工夫をされています。しっかりとした仕組みづくりが必要になってくると思うんですけども、先ほど述べました樫原市なんですけど、樫原市では、オーガニック給食への取組として、課を越えて、例えば農林課、教育委員会、JA、先ほど言いましたオーガニックの担当の皆さんが、毎月ミーティングをされているということです。

この質問の最後に、市長にお聞きします。奈良県は農業生産額が45位、全国ワースト3、農業従事者の高齢化も深刻になる中で、葛城市においても耕作放棄地が増えていますけど、少しでもこの現状を変えていくための施策というものは考えていらっしゃるのでしょうか。そしてまず、それはどこから始めていけばよいかという市長のお考えを教えてください。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 耕作放棄地と農業従事者の高齢化の問題についてのご質問やと理解してよろしいんですね。耕作放棄地は葛城市においても増加しております。小さな田畑が多い山間地域はもちろん、現在は、平たん部でも農業する方の高齢化や後継者不足、農業採算に合わないから辞めていかれたりしているのが現状でございます。管理が無理であれば、行政で対策できないのかと考えております。土木事業のように公共事業として耕作放棄地の管理ができないのか、農林水産省へ要望しております。農林水産省は農産物を作ることを前提にしていますが、そういう考え方では多分もちません。今現在、地球規模で考えると、人口は80億人を超えております。毎年人口が増え続け、2080年代には100億人を超える時代が来ると言われております。今の現状でいいますと、地球規模では、食料がなく、子どもたちが栄養失調になっている地域が今現在でも発生している状況でございます。日本はお金があるから世界からいろんな食料を買っている状況ですが、それがいつまでも続くのかというのは疑問であると考えております。

それともう一つ、大きな問題は気象の問題でございます。地球温暖化の影響により、農産物の被害が予想されます。だから、国全体としてどのように食料を供給するのかということは、必ず押さえていかなければいけません。それを考えると、耕作放棄地であっても、すぐに農産物を生産できるような状況で次の世代に残しておかなければならないと考えております。そういう管理の仕方を模索している現状でございます。どのような農地の管理方法が有効であるのか、来年度予算化して前へ進めていくよう、担当には指示を出しております。この4年、5年が勝負だと考えており、ハードルは高いですが、挑戦をしていきたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 今、市長から心強いお言葉をいただいたので、私も、来年度からの市の動きを注視しながら、期待していきたいと思っております。公共事業で農業を支えるという考えも、本当にあるのかなというふうに思っておりますし、将来的な食糧不足、気象の変動などで、ますます、そういった食の問題というか、心配がたくさんある中で、葛城市のような小さい自治体からできることをしっかりやっていくというのが大事なのかなというふうに思います。

では最後に、オーガニック給食の、ちっちゃくって全然見えないかもわからないんですけど、映画「夢みる給食」をご紹介して、1つ目の質問を終わりたいと思うんですけども、映画供給会社には許可を得ておりますので、使ってくださいということで今お見せしているんですけども、この映画というのは、いろいろな立場の方々の、安心な給食を食べさせたいという思いが詰まったドキュメンタリー映画となっております。自主上映映画なので普通の映画館では見れないんですけども、アンテナを張っていただいて、ここのウェブサイトもありますので、どこで上映されているかというのはそこで見るができますので、ぜひ、お近くで上映がありましたら、足を運んでいただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。次は、葛城市としての公式SNSアカウントの開設についてです。これにつきましては、令和3年12月議会で初めて質問をいたしました。

SNSで情報を得る日本人が80%に上ると言われている現在、安価で広く発信できるツールを使わない手はないのではないかと考えています。まず1つ目の質問なんですが、現在、葛城市ではSNSの公式アカウントは幾つあるでしょうか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市が開設している公式SNSとして、種別ごとに申し上げますと、LINE、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、アメーバブログなどがございます。運営する担当課によって様々な名称で開設されておりますが、全部で16開設されております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 こんなにたくさんあるのは知らなかったんですけども、前回質問したときは、XとLINEのみという答弁だったというふうに記憶しているんですが、この16のアカウントというのは、実はホームページにも載っております、私も1つずつ見たんですけども、その多くは現在運営されてない、または更新が止まっているという状況です。前回なぜ、葛城市のフェイスブック、インスタグラムの公式アカウントを開設しないのかという質問をしたんですけども、今回ホームページを見て、この両方とも存在していることを知りました。ただ、フェイスブックは2020年11月1日以降、投稿がなく、インスタに至っては、投稿は全くありません。あるのに、なぜ運用しないのでしょうかという質問をさせていただきます。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、本市の公式SNSで最も活用しているものはLINEであります。その理由については、市ホームページのシステムから配信できることから、担当課で一元的に管理することができることと、職員の事務量についても、過度な負担とならないことが主な理由です。現時点では、フェイスブックやインスタグラムなどは、市ホームページのシステムから配信できないため、配信するには、直接アプリ等で入力、編集する作業が必要であることや、記事の内容等の確認作業など、ソーシャルメディアが増えるほど職員への過度な負担となることから、現在はLINEを主として市の情報等を発信しております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 LINEは、登録しているとお知らせが来て大変便利だと思うんですけども、登録者数が現在4,636人で、2年前にお聞きしたときは3,177人ということで、増えているんですが、世帯数が1万5,000余りであることを考えると、もう少し浸透してほしいなというふうに思います。ここに表があるんですが、この表は、奈良県の各市町村の公式SNSの状況を示しています。この赤で引っ張ったところが葛城市なんですけれども、ここで見ていただくと、特にフェイスブックに特化していきますと、フェイスブックがないのが、12市の中で言いますと、大和高田市、御所市、桜井市、そして葛城市となっております。実際、葛城市はあるんですが、運営されてないということで、ないというふうな、こういうふうな表にはなっています。ただし、御所市では御所ガールという名前で市の行事などを発信されております。

桜井市は、ぶらり桜井という、観光協会が運営しているフェイスブックなんですけれども、観光に特化していますが、頻繁に投稿されています。多くの自治体が公式SNSで発信されているということは、情報伝達には、それが時代に合った最も効果的な方法であると認識されているからではないでしょうか。費用がそれほどかからず、市内外に葛城市のことを知ってもらうことができると思いますが、SNSを活用する効果に対する見解を教えてください。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市の公式SNSのアカウントを開設することの効果については、市が公式に情報発信していることで、発信する情報への信頼性の向上につながる点があると考えます。また、情報が拡散されることによる市の認知度の向上、特定の年齢層や興味、関心を持つ人へのターゲットを絞った情報発信が可能であることから、効率的に関心を持つ層へアプローチできる点に効果があると考えております。

以上です。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 観光面から見た、SNSで発信することの効果についてでございます。葛城市の観光情報を魅力的に写真や動画を絡めて発信することで、本市に興味を持ってもらうための入り口の1つになると考えております。また、使用するSNSによって多様な年齢層にリーチことができ、フォロワーを介しての情報拡散が期待できるため、積極的に活用していきたいと考えております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 そのとおりだと思うんです。じゃあ、なぜやらないのという質問になるんですけども、先ほど、前の答弁の中に、配信するとなると職員の方への負担になるという答弁があったんですが、確かにそれはあるのかなというふうに思います。最近、五條市がインスタにかなり力を入れておられます。どのように運営されているのかというのを五條市にお聞きしたんですけども、今年度からSNS運用担当の会計年度任用職員さんを採用されたそうです。その会計年度任用職員さんの方と各担当課、そして秘書広報課と連携して投稿されているということです。その職員さんの給与が幾らかは分からないんですけども、週に1度のみ、市役所に来られるということで、それほど負担はないのではないかと考えます。ある程度の費用をかけても、それなりの費用対効果があると考えていらっしゃるのではないのでしょうか。そういった専門の方を採用するのも1つの案ですし、地元のインフルエンサーと契約して運営していただくことも可能だというふうに思います。ぜひ、こういったことも考えていただきたいなというふうに思っているんですが、私がなぜ葛城市の公式SNSをぜひ開設していただきたいかという、情報を得る手段が、年代別によっても、生活環境によっても違う中で、選択肢が増えるということは市民の方への行政サービスであると考えます。また、葛城市を離れた人たちも、せめてSNSを通して葛城市とつながってほしいという思いはあるでしょう。さらに、市民にとっても、葛城市はこんなところだと、投稿をシェアすることでふるさとを自慢することもできるでしょう。そして、葛城市の特産品やお店などを紹

介することで地域経済の活性化にもつながると考えます。やってみないと始まらない。ぜひ動かしていただきたいと思います。

さて、今回の市長選挙の際に、市民の方からこのような問合せがありました。市長のSNSに選挙活動の動画がいっぱい上がっているけど、あれっていいの。この方は、市長のSNSは市の公式アカウントだと思われていたみたいですよ。ここでお聞きします。市長が発信されているSNSアカウントは市の公式アカウントですか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市の公式のものではございません。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 個人アカウントという認識でいいですか。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 個人で開設されておるということでございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 市民の方から、市長のSNSでいろんなイベントがあることが分かってありがたいなというようにお声を聞く一方で、市長が公務で訪問された先で随行している職員さんがその様子を撮影され、その写真を市長が自分のSNSに投稿しているというのはいかがなものかという意見もよく耳にします。それについて、こんな記事があるのでご紹介します。2023年9月29日、朝日新聞デジタルの記事です。タイトルは、市職員が撮影した公務写真、市長が個人SNSに投稿するのは是か非かです。この記事は今もインターネット上で見ることができますので、ご興味のある方はぜひご覧になってください。少し長いので抜粋して紹介します。

京都のある市の市長は、インスタ、フェイスブック、Xの個人アカウントで、公務に随行した職員に撮影させた、自分が写っている写真などを投稿している。自治体SNS活用に詳しい情報文化総合研究所の代表取締役で武蔵野大名誉教授の佐藤佳弘さんは、公務員を私的に使っていると考える行為で不適切だと指摘する。さらに、市長の活動の発信は、市の公式アカウントで市長が使うものをつくって行うのが本来の在り方。自身のPRや政治活動の発信に使う個人アカウントとは区別する必要がある。職員が公務で撮影した写真を市長の個人アカウントに流用するのは、モラル的に不適切、公私混同と言わざるを得ない。といった内容です。この記事にある専門家のご意見に、私はなるほどというふうに思ったんですが、先ほどの市民のご意見や、この記事の専門家のご意見をどのように受け止められるかは、市長はじめ理事者の皆様にご判断いただけたらと思いますが、このような意見を聞かれて、市長はどのように思われますでしょうか。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 いつも一般質問は通告があるんですけども、通告がない質問をよくされるんです。私自身、今回の公約の中に、実はSNSによる発信の部分をやっています。といいますのが、やはり行政そのものを市民の皆さん方が近くに感じてもらう必要がまず、私は大切なのかなと感じております。ですから、市長として個人で、私自身が実は全て打ち込んで管理している

わけなんですけども、時間がない中でやるのが、私は葛城市のためにはなると考えてやっておるところでございます。議員ご指摘の、写真撮るに当たって、風景なんかは私が撮るんですけども、自分自身が写っている写真というのは自分で撮れませんので、市のホームページで市長の活動報告というのを実は市の職員がつくっている部分があります。ですので、そのために写真を撮っている部分を一部使わせていただいておりますけど、それは市長としての職務の中の1つとして公約としてうたっておりますので、私は、私的流用にはならないという認識を持っておるところでございます。

葛城市が、子どもたちも大人も、全ての人たち、皆さん方にとって身近なものの存在として感じていただくための、私は、大切なツールであるのかなという認識は感じておるところでございます。ただ、今、オーストラリアで起こっておりますことの事象がありますので、ですから、ある一定以下の年齢についてのSNSの使用の部分については、これから日本国としてどうあるのかというのが議論されると思いますけども、変な情報発信を私はしておりませんので、それには値しないのかなと考えておるところでございます。ご意見は承りたいと感じております。

以上でございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。いきなりお聞きしたので市長がどのようにご答弁されるか分からなかったんですが、市民のためにいろいろ発信していかれてるということで、それは理解できるんですけども、じゃあ、それをなぜ公式にしないのかという私のまた疑問が湧いてくるわけです。個人じゃなくて、公式にすれば、今のような意見は出てこないというふうに思うんですけども、先ほどの五條市ですけれども、五條市では、公式に市長の公務の活動の様子をインスタ、フェイスブックできっちりと上げていらっしゃるんですけども、そういったお考えはないのでしょうか。ありませんか。市長、公式にするという考え。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 本当やったら、事前に質問しておいてください。それで答弁を考えておきますけども、いつも突然されるのは何か意図があるんですかね、私は分かりませんが。私は公式にするメリットとデメリットがあると思います。公式にすることによって、ある種、格式張ったものになってしまいます。私が個人管理してるというのは、例えば、個人的に投稿される内容も実はメッセージとしてあります。ですから、直接市民の皆さん方の声を聞けるという状況もあり得るわけですので、ですから、個人でやるということの大切さ、メリットもあると私は考えております。議員ご指摘の、デメリットもきっとあるんやろうと思いますけども、総合的な判断として、私は個人管理であるべきかなと。その部分も含めまして、公約として討議資料の中には上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 公式だと格式張ってしまっ、個人だといいいというご答弁だったんですけど、私がここで争点にしてるのは、写真はどうかというお話だったんです。公務中に職員の方が撮った

写真を市長が個人のSNSに上げるのはいかかなものですかという市民の声を受けて、私が今、こういうふうにお話しさせていただいたので、何というのかな、格式張ったとか、気軽にとかということはあるとは思いますが、そこを今、市民の方は疑問に思っているというふうなことで、その辺りは、市長、そして理事者の方々のご判断というか、専門家の方がやっぱりモラル的に不適切、公務員を私的に使っていると考える行為で不適切というふうにおっしゃっている中で、一応、ご判断いただきたいというふうに思います。

私は、市長が個人アカウントで発信されるのは大いに結構なことだというふうに思っています。先ほど市長がおっしゃったように、市長を身近に感じるという市民さんもいらっしゃいますし、楽しみにされている方も多くいらっしゃると思います。ただ、葛城市の公式SNSがしっかり運用されることで、市長の個人アカウントとのすみ分けがちゃんとできて、市長のSNSが公式であるかのような勘違いや、先ほど紹介したような市民さんの声もなくなるのではないのでしょうか。葛城市をもっともっと多くの方に知っていただける、そして市民の方が、誇りを持って葛城市ってこんな町なんだよと紹介できる公式SNSの積極的な運営を強く要望して、私の一般質問を終わります。

奥本議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

市長、先ほどから再三にわたって、通告にない質問とおっしゃってますけども、これは以前の議長も指摘されてますけども、議員の一般質問の権利というのは認められております。これは行政全般についての質問を受け付けるという形になりますので、通告を受けていないということは答弁をできない理由にはなりませんので、そこは今後ご留意くださいますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時、14時から会議を再開します。

休 憩 午後0時42分

再 開 午後2時00分

西川副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

谷原一安議員。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党、谷原一安でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は3つあります。1つは、広報かつらぎの配布の在り方について質問いたします。2つ目は、健康保険証が12月2日から廃止されるに伴って、安心して医療機関にかかれることができるように、課題、問題、それについて具体的に質問してまいります。最後に、葛城市が自衛隊に個人情報を提供していることについて質問してまいります。

これよりは質問席より行います。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 それでは、よろしく願いします。

まず最初に、広報かつらぎの配布の在り方について質問いたします。広報かつらぎは、本

当に市民の皆様によく読まれております。市政全体に対して有用な情報がたくさん載っております。また、大変工夫もされておまして、裏面には、我が家のかつらキッズということで、本当に小さな、かわいらしいお子さんがたくさん登場して、このことも大変、家庭でぽっと置いてあっても、本当に市民の方々は和やかに見ることができる、本当に有用な情報誌であろうと思います。ところが、葛城市では、この配布を大字自治会にお願いしていることもあって、大字自治会においては、自治会員しか配布しないというところもあります。そうでないところもありますけれども、そのために今、葛城市、大変他市から、とりわけ若い世代が住宅を求めて転居されてきておりますが、今、若い世代の方々、子育てや仕事が大変忙しくて、自治会の仕事を負担したくないということもあるんでしょうが、入らない方も結構いると聞いております。そうすると、そういうところに、こうした、本当に葛城市政のことを知っていただくことができる広報が配布できないのは、本当に残念だと思っています。ウェルカムという、ようこそ、我が葛城市にということで、市政全体が分かる広報がきちっと配られる体制ができないものかなど。いろいろ難しいことがあることは分かっているんですけども、今日はぜひそういう方向で議論が深まればと思って、この問題を取り上げることにいたしました。

そこで最初にお聞きしますけれども、広報かつらぎは、令和5年度決算におきまして、月平均何部印刷されているでしょうか。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

広報かつらぎの月平均配布部数は、令和5年度では1万4,567部となっております。

以上です。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 平均1万4,567部ということで、これ、印刷部数ということでよろしいですね。印刷した広報かつらぎにつきましては、言ってみれば、全て配布するわけではなくて、公共施設にも置かれてあります。公共施設でも、持って行ってくださいということですけども、したがいまして、大字自治会、実際に配布をお願いしている部数は月平均幾らになってるでしょうか。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 各大字自治会に下ろしている広報かつらぎの月平均配布部数は、令和5年度で1万4,114部となっております。

以上です。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 1万4,114部と、約450部ぐらいはいろんな施設に置かれているということだと思います。

1万4,114部、平均してですけども、大字で配っていただくということで、大字で配っていただくために仕分をされておられると思います。それぞれ大字に下ろす部数、これだけ配布してください、この大字はこれだけ配布してくださいと仕分しているその部数、何を基に決めておられるのか、お伺いします。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 各大字の部数については、区長からの申出により数量を決めております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 区長から申し出た数で行っているということでありました。さて、広報かつらぎ等の配布につきましては、これは県の広報もありますし、議会も年4回お願いしているわけですが、配布していただいている大字自治会には、まちづくり一括交付金の中で、広報誌等配布事業相当分として1,540万円が支出されています。令和5年度の決算の中の事業報告書の中にありましたけれども、言ってみれば、世帯割として、1世帯年間1,000円で月1万5,460部の予算が執行されていることになっております。この1万5,460世帯というのは、何の世帯数でしょうか。何を基にした数なんでしょうか。教えてください。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市まちづくり事業一括交付金要綱において、広報誌等配布事業に係る交付算定基準については、4月1日の世帯数に1,000円を乗じた額を算出根拠としており、その年の4月1日の住民基本台帳の各大字の世帯数を確定して、まちづくり一括交付金として配布しております。ただし、要綱において世帯数とは、住民登録されている世帯数から寮、福祉関係施設等を除いた数となっております。

以上です。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、配布のための交付金算定基準は世帯数ということなんです。だから、1万5,460となっているけれども、それだけお金を出しているわけです。ところが大字のほうは、大字からの申請ということで、こちらのほうは数が少ないです。少ない数に対してたくさんの支出をしているということであろうと思います。つまり、発行部数も印刷部数も1万5,000部ないんです。ないけれども、また、配布している自治会の方の配布数もそれだけないんです。先ほどありましたように、1万4,116ほど下ろしているだけです。差額があるわけです。これは言ってみれば、架空の配布料金という、架空の配布に対する補助金というふうになると思うんです。どうしてこんな執行になっているのか。このことについて説明を求めます。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 広報かつらぎ等の交付金の計算世帯数と印刷部数が異なる理由につきましては、交付金の計算世帯数は要綱で規定している世帯数であります。各大字で実際に配布する部数につきましては、例えば、ある家庭が世帯分離し、住民基本台帳上では2世帯であっても、そのような個別な事情は各大字の区長様は把握されていないために、広報については一部のみの配布となります。この点が異なる理由の1つであると考えております。また、印刷部数より多い交付金支給になっている理由につきましては、葛城市まちづくり事業一括交付金要綱に規定された算出根拠により交付していることが理由でございます。

以上です。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、要綱が実態に合っていないということですね。実際、要綱で世帯数はそういうふう

に住基台帳からやっているにもかかわらず、実際の実態とかけ離れた数字になっているということであろうと思います。私は、これ、支出の在り方として不適切だと、こういうことについては指摘させていただいておきます。1世帯配布として1,000円交付というふうになつて居るわけですから、実際に配布されていない世帯の分が、実際に印刷部数からも、配布部数からも、そういうふうになっているということについては、指摘させていただいておきます。

さて、次に移りますけれども、広報かつらぎを自治会に入っていない世帯には配布してない、そうした自治会があるということは把握されているでしょうか。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 市といたしましては、全ての住民に配布するように区長にお願いしております。もし、市民から広報が配布されていないという連絡があれば、区長に連絡して、広報が行き渡るように努めております。

以上でございます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、広報かつらぎは、基本的には全市民に配布するものだという理解でいいわけですね。実際支出上もそうなっている、算出上も全世帯を対象にしてされているわけですから、この点については、区長会等でもぜひ徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、こういうご意見も聞いております。というのは、今、自治会といっても、高齢化社会ですから、自治会で配布するのは当然、自治会の方がご近所に配布するわけですがけれども、大字によっては、例えば組単位、10軒、20軒を配布すると、仕分して、そういうやり方をとっておられるところもあるけれども、1人の人が何十部も、たくさん配っておられる大字もあるんです。そういうところでは、高齢者の方から、これは自治会の中の問題ではあるんですけども、やっぱり配布がもうきついと。だから、他町に住んでいる友人に、うちのところでは広報を配布して大変だけど、あんたんとどうしてると友人に聞いたら、その友人は、いや、うちは全部シルバーさんが配ってるよと。何であんたどこ、そんなん配ってんのと、あんたが、たくさんということで、そういうことをお聞きしました。そこで、そうした、ほかの事業者に委託する可能性がないのかどうか。この件について少しお聞きしたいと思います。まず、さきの衆議院選挙では、選挙公報等を全戸に配布されました。これについては、どのような形で全戸に配布されてるのでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願ひをいたします。

選挙公報につきましては、葛城市シルバー人材センターと配布業務の委託契約を締結し、選挙の公示日及び告示日から投票日の2日前までに全戸にポスティングによる配布を行っております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 単価は幾らになってるのでしょうか。1部当たりの配布で。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 配布単価は、1戸当たり35円となっております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市の大字は1世帯1,000円ですから、12か月で割ると大体80円ちょっとということですから、部数が結構、実際には広報配布が多いので、単純には比較できませんけれども、35円という単価で配られていると。ポスティング業者になるともっと安くなると思うんですけども、奈良県の12市では、実際に今、配布体制、どのような形になってるか、把握されてますでしょうか。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 県内12市のうち、葛城市を含む10市が自治会で広報配布を行っております。残り2市のうち1市は完全に業者委託しておりますが、もう1市は、業者委託している地区と自治会が配布している地区とに分かれていると聞いております。

以上です。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私は、選挙公報もシルバー人材センターで配布しましたから。シルバー人材に私も議員になる前には登録して働いていましたけれども、シルバー人材センターも仕事が欲しいと。いろいろ会員さんに仕事をやっていただきたいということで、私は、広報をシルバー人材で配っていただいたら、シルバー人材センターの仕事、雇用も増えるし、どうかなと思ったんです。実際に葛城市シルバー人材センターに行ってお話を聞きましたけれども、今の会員数で毎月、安定的に全戸に配布する。例えばこれをやっている町があります。奈良県でもシルバー人材センターに預かっている町も調べられて、実際3日間で配布するとなると、これだけ人員が要るということで、今の葛城市のシルバー人材センターに毎月委託するのは大変難しいかなと私はお話を聞いて感じました。しかし、何とか全戸に配布するというので、先ほどありましたように、自治会で配布するところと、例えば業者に委託するところと、こういう形では葛城市でも可能であるということが考えられます。さらには、自治会の中で役務費としてちゃんと正当な対価を支払って、自治会内の人をお願いする。そしたら、若い方でも、若い世帯の方でも、副収入として、元気な方が配布する。1年間、毎月配布していいですよ。その代わり、これだけ手当もらえるんだったらやりましょうという募集もできると思うんです。そこは自治会の中での話ですけど、自治会にお金を出して全戸で配布してくださいと。でも、自治会員の人は、自治会の仕事としてやってるという自覚があるので、自治会外に配ることに抵抗のある人も結構いらっしゃるんです。この気持ちも分かるんです。だから、そういうところをクリアするためにそういう方法もあるかなと。私、いろんな可能性があると思うので、ぜひ、新しく来られた市民の方にウェルカムということでも、広報がきちっと入ってくると、言われなくても、そういうまちづくりをぜひ、担当課のほうでは検討していただきたいと思います。

最後に、市長に、今、いろんな方法があると思います。全戸に確実に配布するのが私は望ましいかなと思うんです。市長のいろんな見解も広報には出るわけですから、ぜひ、市民の方に伝えるためにも全戸配布が必要だと思いますが、市長の見解をお伺いします。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 広報を自治会で配布している理由につきましては、コスト面だけでなく、様々な理由がございます。市といたしましては、広報を区で配布していただくことにより、住民同士のつながりや住民の安否確認にも寄与するなど、一番の地域の基本となるコミュニティの形成に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 私は自治会で配るなということを言ってるんじゃないんです。自治会で配るメリットは、今、市長がおっしゃったとおりなんですけれども、自治会に入っていない人に配らないということでは溝ができる。溝が。実際に私、議員になる前に聞いたことがあります。以前住んでいたところでは、自治会入ってなくても広報配られたのに、葛城市に来たら配ってくれない。自治会の人とけんかになると。こんなことも起こるわけです。かえって、これは、私は不幸なことだと思うので、自治会の人配るメリットも当然そうですから、ぜひ工夫して、自治会に入っていない方にもウエルカムということでもしっかりお配りして、お話し、溝も埋めていただいて入っていただくということもできるわけですから、ぜひ、そういう方向で、いろんな方法で全戸に配布できる体制を構築していただきたいと、以上をお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

安心して受診できる健康保険証の在り方ということで聞きたいと思います。12月2日以降、健康保険証が廃止されて、新たに健康保険証が発行されることはなくなりました。社会のデジタル化推進は世界の趨勢であります。先進国で構成されておりますG7において、日本だけが、1枚のデジタルカードに様々な証明機能を持たせるというシステムを採用しております。そのため、1枚のカードに多くの証明機能を持たせるために、マイナンバーカードには、それらの証明になることを券面、カードの表面に書くことはできません。そのために、マイナンバーカードを読み込めないと確認のしようがないというカードになってるんです。実は、G7で日本以外の国は、1枚の証明を1枚の電子カードでやっています。このほうがシステムが簡単だし、券面にもその情報を記載できるわけですから、読み取れなくてもそれで対応できるということになるわけなんですけども、日本の場合は、1枚に様々な証明をひもづけるということから、システムそのものも大変複雑になってます。高度な技術が要求されると。大変難しいことをやってるので、この間もヒューマンエラーで読み取れないということが多々起こるとい、そういうことが今起きてます。

ちなみに、この間も、保険証廃止ということで、マスコミで、いろいろインターネット上も、様々な意見が出ておりますけれども、ニュースで紹介されたところでは、例えば青森県のある町では、5日、マイナ保険証への移行作業で、町民の国民健康保険の負担割合について計671件を誤って登録していたと発表。本来2割負担のところを3割負担になっていたケースが659件、10割負担すべきところを3割負担になっていたのが12件あったと。これは5日の時点でそういう誤登録が明らかになった。それから、これは徳島県ですけれども、ある市が4日に、マイナ保険証を利用する際に有効期限切れとなっていた。有効期限切れと誤って表示される事案が3日から多発していると。最大7,493人がエラー表示の被害に遭ってい

ると。つまり、マイナ保険証を使おうと思うと有効期限切れになってるということが、これは明らかにエラーで7,493人がそうになってるということなんです。それで、今、健康保険証を廃止するということに対しては、これまでも多くの反対がありました。それはなぜかというと、併用していく、つまり、一遍に廃止してマイナ保険証へ切替え、システムもまだ不安定な中で廃止ということになるから大きな不安が出てきてるんです。運転免許証は、皆さんご存じのとおり、ひもづけるけれども、運転免許証はこれまでどおり発行するとなっておりますから、健康保険証だけがこういう扱いになってしまった。しかも、事医療、命に関わる問題ですから、このことについて深刻な不安とか疑問があるんです。そこで、安心して医療を受診できるようにするために、幾つかの上がっている問題について、ちゃんと受診できるようにするという観点から質問していきたいと思います。

まず最初にですけれども、マイナ保険証を持っていない人については、現在の健康保険証の有効期間内にはまだ保険証は使えますけれども、現在使用している健康保険証、葛城市の場合、直接関係があるのは国民健康保険証ですけれども、この有効期限が終了した後は、マイナ保険証がない人については、先日の坂本議員の質問でもご答弁がありましたけれども、資格確認書というものを発行しますということでした。これでお伺いしたいんですけれども、資格確認書、マイナ保険証を持っておられない方に何月頃に発行されるのか。それから、どのようなものなのか。形状、材質も含めてですが、これはどんなようなものなのか。あと、有効期限がいつまでになってるのか。これについてお伺いします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお伺いいたします。

現在使用していただいております国民健康保険、後期高齢者医療保険の有効期限は、令和7年7月末となっております。8月以降、マイナ保険証を持っていない方には、令和7年8月から使用できる資格確認書を令和7年7月中に発送をする予定となっております。

それと、資格確認書とはどういうものかということなんですけれども、国民健康保険の場合は、形状、材質はこれまでの保険証と同じで、薄緑色のカード式の、複製等の防止措置が取られた厚紙を予定しております。後期高齢者医療保険につきましては、サイズは異なりまして、はがきサイズの複製等防止措置がされた厚紙、色はこれまでと同じ薄紫色となっております。両方の資格確認書の有効期限は、これまでと同じ毎年7月末となっております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 ほぼこれまでと同じような形状の、形の健康保険証ということで、ほぼ似た形なので使いやすいかと思います。期限は7月末まで、1年間ということになるんですかね。それが7月中には発送されると。だから8月以降は、マイナ保険証を持っていない人はそれを持って医療保険にかかるということです。

次に質問いたしますが、資格確認書は1年の有効期限ということでしたら、その後の更新はどのようになるんでしょうか。このことについてお伺いします。これまで保険証は発送されてきたわけです。この資格確認書も発送されてくるということですから、今後の更新についてはどうなるのか。このことについて伺います。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 資格確認書の有効期限が終了した後は、国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合、マイナ保険証を持っていない方には、申請によらず、7月中に新しい資格確認書を送付する予定となっております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。申請せずとも発送されてくるということでありました。今後の更新については、まだどうかということはまだ未定なのかもわかりませんが、申請せずとも送られてくると。現在、国民健康保険において支払いが滞っている方には短期保険証が発行されておりますけども、短期保険証については、それでマイナ保険証を持ってない方については、どういう扱いになるのでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 12月2日以降、短期保険証は廃止されます。現在交付しております国民健康保険短期保険証は、令和7年1月31日に有効期限が切れ、引き続きの短期保険証の交付はされません。その後は、通常の保険証をお持ちの方と同様、マイナ保険証を持っている方にはマイナ保険証を利用いただき、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が交付されます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 短期保険証の方についても、マイナ保険証あるいは資格確認書ということで対応するということでありました。では、マイナ保険証について詳しくお聞きしたいんですが、先ほどあったように、トラブルが医療機関で起きておりますが、その場合、医療費の窓口負担はどうなるのでしょうか。これについて伺います。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 マイナ保険証による認証トラブルがあったといたしましても、保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分の支払いで必要な保険医療を受けることができます。医療機関には事務的対応以上の負担をかけないようにするという基本的な考え方に沿って、医療機関の窓口で取り扱われております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、マイナ保険証で認証されないトラブル等があっても、10割負担させられることはないと考えていいということなんですか。これ、確認したいんです。というのは、10割負担になったら、お金持ってきてないと。帰ってしまう、受診せずに帰ということが起き得るんです。命に関わることもありますから、マイナ保険証でトラブルがあったとき、ここはちゃんと確認したいんですけれども、窓口負担はないと考えていいのか。もう一回、答弁をお願いします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 マイナンバーカードまたは有効な保険証等、いずれも持参していない場合につきましては、基本的に10割負担となります。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 それはそうなんですけど、私がお聞きしてるのは、例えばマイナ保険証で受診しようとし

たら、読み取れなかったということで、あるいは機械のトラブルがあった、そういうときに10割負担になるのか、ならないのか。これ、お聞きしたいんです。いや、それは何らかの形でこういう回避の仕方がありますよとかいうことだったり、あるいは、そこは一旦、通常で払ってもらって、後で確認しますとか、これがどうなってるのかお聞きしたいんです。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 先ほども答弁させていただきましたが、マイナンバーカードとか保険証をお持ちでなくて、誰か分からないというものであれば、10割負担ということになるんですけども、過去の受診歴とか、医療機関の判断で柔軟な対応も可能というようになっております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、そこへずっとかかっておられた場合は、本人を確認をすることもできるということで、その場合はいけるということですね。でも、初診とかになると難しいことが出てくるのかなというふうにお聞きしました。実際にマイナンバーカードでトラブルを避けるために、読み取れないという事態が起き得ます。例えば停電をする。システム障がいがある。あるいは誤情報がある。いろんなことが起きるわけですけども、紙だったらそんなことはないんですけども、これは機器の読み取りですから、こういうことも起こるわけです。国のほうは、資格確認のお知らせというものをお配りしますと。だから資格確認のお知らせという紙を持参していただいたら、そういうトラブルを避けられますよということで、これを配ると言ってるんですけども、資格確認のお知らせはいつ発行されてくるんでしょうか。それはどのようなものなのか。有効期限というものがあるのかどうか。このことについてお伺いします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 国民健康保険の場合は、資格情報のお知らせは、マイナ保険証を持っている方の新規資格取得時に交付をされます。形状、材質は、A4用紙の厚紙となっております。資格情報のお知らせの有効期限は、70歳以上の方が自己負担割合の判定のため1年、70歳未満の方については、有効期限はございません。後期高齢者医療保険の場合は、対象者が高齢ということで、令和7年7月末までは、マイナ保険証を持っている、持っていないに関わらず、75歳になる新規資格取得者に全て資格確認書が交付されますので、令和7年7月末までは資格情報のお知らせの交付はありません。令和7年8月以降の資格情報のお知らせの交付方法につきましては、現時点で奈良県後期高齢者医療広域連合から示されておらず、未定でございます。形状、材質は、A4用紙の厚紙の予定をされております。資格情報のお知らせの有効期限は1年の予定でございます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 先ほど質問で資格確認のお知らせと言いましたけど、資格情報のお知らせということですね。これはマイナカードを新規に発行されるときに届けられるものなんですか。ということは、もう既に持っている人にとっては送られてはこない。今持っている人については、送付があるんでしょうか。これについてお聞きします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 12月2日までにひもづけ等をされている方については、資格情報のお知らせとい

うのはもう届いておるというように。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 それは既に届いているということですね。分かりました。だから、これはA4の厚紙ということで届けられているということで、これがあればそういうトラブルを避けることができるということになるんだろうと思います。そのために、結局、紙ベース頼りではないかと、最終的には。だから運転免許証と同じように併用してくれということが大きな声として上がってきているんだろうと思うんです。

そこで次に、マイナ保険証の解約についてお聞きします。というのは、最初に述べましたように、日本のマイナンバーカードは、様々な個人情報をひもづけるカードになっています。そのために、マイナンバーカードは実印に近いとも言われています。失う、あるいは盗難に遭うと大変なことになる。とりわけ、暗証番号まで漏れてしまうと完全になりすましができてしまうので、暗証番号の管理等、気を遣わなければならない。そこで、医療機関にかかるたびにマイナカードを持ち歩くと、マイナ保険証ですから、マイナンバーカードを持ち歩くということを非常に不安視をされている高齢者の方が増えております。そのために現在でも解約をしたいという方がいるというふうに聞いています。そこで質問ですけれども、解約はできるのでしょうか。どのような手続が必要なのか、教えてください。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 マイナ保険証の利用登録解除につきましては、加入する医療保険者に解除申請書を提出していただくことで解除することができます。国民健康保険、後期高齢者医療保険の解除申請につきましては、10月末より保険課で受付を行っております。代理人での解除申請を行うことができ、郵送での受付も行っております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 解除した場合の保険適用はどのように確認されるのでしょうか。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 利用登録解除の申請受付と同時に、本人の申請によらず、資格確認書を交付いたします。その保険資格の確認は資格確認書でしていただくこととなります。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 資格確認書で行っていくと。それは申請せずとも送付されてくるということでありました。マイナ保険証なんですけれども、実は5年ごとに更新しなければなりません。そのために本人が市役所に出向くなど、申請に来るということになるんです。ところが、マイナ保険証を持ってない人には、当然、これはこれまでどおり、申請なくても送られてくると。そこにマイナ保険証の大きな問題があるんですけれども、更新しなければならないということ、これが実は、障がいをお持ちの方、あるいは医療を必要とする高齢者の方、これが大変困難になってくる。例えば私はまだこれから、もうちょっとしたら70になりますけど、5年後だったら75です。その5年後は80です。85と。これ、いけるかなということになる。あるいは施設に入ります。施設に入ったら、マイナカードを預けようにも預けられない。暗証番号があるものですから、施設はそれで多分拒否すると思います。そうすると非常に使いにくいことに

なるんです。私はですから、障がいをお持ちの方、それから高齢者の方、先ほど75歳以上の方は、後期高齢者の方は、持っている、持っていないに関わらずに送りますということでしたから、安心しましたけれども、もうちょっと低い方でも、いろいろと身体が不自由な方もおられますし、とりわけ障害者手帳などを持っておられる方もそうだと思うんですけども、こういう方には申請なしで、プッシュ型で、私は、資格確認書を発行して併用してもらおうと。マイナ保険証を持っていても併用してもらおう。こういうことが望ましいのではないかと思うんですけども、この点について見解をお伺いします。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 後期高齢者につきましては、令和7年7月末までの新規資格取得者に対し、全て資格確認書を交付します。8月以降、高齢者や障がいをお持ちの方についても、基本的には、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付し、他の被保険者と同じ対応となります。しかし、介助者などの第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難である要配慮者につきましては、申請により資格確認書を交付する予定としております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 要配慮者については、申請によって、マイナ保険証を持っていても資格確認書は交付しますよという答弁であったと思います。そこでマイナ保険証は、先ほど言いました、更新しなければなりません。更新を忘れるとどうなるのかということが出てきますので、更新時期については通知があるんでしょうか。それとも、5年ごとの誕生日のときですか、期限が切れますから、本人が自覚して更新しなければいけないのか。更新時期のお知らせというのがあるのかどうか、確認します。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 基本的にマイナ保険証には有効期限という考えはございません。マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書には有効期限がございます。有効期限が過ぎた場合には、マイナ保険証として使えなくなります。電子証明書の有効期限はカード発行日から5回目の誕生日までとなっており、以降5年ごとの更新が必要となります。更新のお知らせにつきましては、総務省地方公共団体情報システム機構で作成され、送付される予定となっております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 そういうことで、忘れないように、そうした更新についてはお知らせがあるということがありました。

さて、私は、最後に意見だけ述べますけれども、保険証をずっと発行したほうが事務量としてははるかに少ないんじゃないですか。更新手続をする、更新に来てもらう、窓口は大変です、行政の方は。私は、本当にこの制度は、なぜ併用しなかったのか。自然に移り変わっていくということはあると思います。だけど、強引に打ち切ってしまった。私はここに大きな問題があるということを指摘して、次の問題、これは根本的には国の問題になろうかと思えます。これはぜひ、地方からでも声を上げて、保険証の扱い、紙ベースできちっとできる

ように、いろんな場所で皆さんに訴えていただきたいと思います。

さて、3番目の質問に入ります。自衛隊の個人情報提供について質問をしてみたいです。最初に、葛城市は葛城市民の個人情報、氏名、性別、生年月日、住所、この4情報を提供しておるでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

対象となります。満18歳及び満22歳の市民の方の氏名、性別、生年月日、住所の4情報を紙媒体で提供しております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 提供先はどちらでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 自衛隊でございます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 自衛隊はどのような目的でこの4情報の提供を求めているのでしょうか。何に利用されるのか。また、提供するに当たって、何らかの協定書とか結んでおられるのでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 自衛官及び自衛官候補生の募集事務のために活用をされております。提供につきましては、協定書等に基づくものではなく、自衛隊法第97条では、都道府県知事、市町村長は、募集に関する事務の一部を行うこととされており、地方自治法第2条、地方自治法施行令第1条及び自衛隊法施行令第162条の規定によりまして、第1号法定受託事務として国に代わって県や市町村がすべき事務と定められております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 その答弁には異論はあるんですが、事務といっても、応募事務と広報のための事務とまた違うように思うんですが、これは今置いておきます。では、目的外利用がないようにするという事は、どのように担保されているのでしょうか。募集事務、募集のために使うということですが、それ以外の目的外に自衛隊が使用していない。このことはどのようにして担保されてるのでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 防衛大臣から自衛官募集等の推進についての依頼文書が発出されておまして、その中に、ご提供いただいた募集対象者情報は、自衛官等募集業務においてのみ適切に使用するとともに、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理しておりますとございまして、この文書をもって担保とさせていただきます。

なお、利用後はすぐに廃棄した上で、個人情報の廃棄についての通知を市に提出していただいております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 この情報提供は義務でしょうか。法的義務でしょうか。それとも提供しないことはできるでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 情報提供を行う法的根拠について答弁させていただきます。自衛隊法施行令第120条におきまして、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提供を求めることができると規定されておりました。この法令上の根拠をもって募集対象者情報の提供を行っております。また、令和3年2月5日付で、防衛省及び総務省連名通知にて、各都道府縣市町村宛てに、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについては、住民基本台帳上特段の問題を生ずるものではないということが通知されております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 提供していない市町村はあるでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 自衛隊事務所に確認をさせていただきましたところ、当該ご質問につきましては、答えられないと確認をしております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 答えられないけども、調べたら分かる話です。調べたら分かります。していない市町村はあります。これは新聞発表でも出てくるときがありますから、毎年どれぐらいの率かということ。つまり、強制ではないんです。市町村の判断なんです。するかしないかは市町村の判断です。じゃあ、お聞きします。葛城市の場合、自衛隊に個人情報を提供しないことを申請すれば、これは提供しませんということを広報かつらぎに載せてます。いわゆる除外申請です。この件数は葛城市で何件になってるのでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 自衛隊への情報提供を希望されない人の除外申出書のここ3か年度の状況をお答えさせていただきます。令和4年度はゼロ、令和5年度が1件、令和6年度は現時点でゼロでございます。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 私は、個人情報の提供が、本人が知らないうちにされると。広報かつらぎには除外申請できますというのは一月載りますよね。しかし、今、世間で個人情報についての同意は、例えばマイナ保険証、カードリーダーで読み込ませた後、医療情報を提供しますか。する方は押してください、です。個人情報を提供するということは、同意する、提供を同意して初めてできる。これはいろんな、例えばアプリなんかでも位置情報を提供しますか。知らないうちに提供してた。いや、提供しない場合は申し出てください。こういうやり方じゃないですか、除外申請というのは。私は、本人に直接、外へ情報提供していいかどうか、本人あるいは未成年の場合だったら保護者に確認すべきだと思いますけれども、見解をお願いします。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 まず、個人情報保護法との関係におきまして、本件につきましては、法令に基づき提供をしようとするものでございますので、提供に当たって本人の同意は必要とされております。

せん。さらに、本市におきましては、令和2年に自衛官募集に伴う適齢者の氏名、生年月日、性別及び住所の4情報を自衛隊に提供すること並びに外部提供に伴う本人通知を行わないことの是非について、葛城市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問を行いまして、当審議会で審議を行った結果、本人への通知は必要ないと答申をいただいております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 審査会でそういう答申が出たことは私も知っておりますけど、しかし、これについては、奈良県のある若い方が、18歳になって送られてきたことに対して異議を申し立て、今、裁判になっております。国を訴えて、国かな、市を訴えてですか。つまり、個人情報勝手に通知されてると。これについては、係争中ですから、また、結果が分かり次第ということになると思います。異論があるということです。

では、次行きますけども、募集のため、これは案内を郵送することなどに使われているわけです。ダイレクトメールのような形で、住所を知らせてるわけですけども、なぜ生年月日まで伝えるんですか。これは物すごくセンシティブな情報ですよ。必要じゃないんじゃないですか。私は提供すべきでないと考えますけれども、見解を伺います。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 防衛省から募集対象者の必要な情報の内容につきまして、氏名、性別、生年月日、住所の4情報が求められております。生年月日につきましては、送付誤りの防止などの確認のために必要とされていると考えております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 求められても従う必要はないと思います、私は、先ほど言いましたように。これ、提供してない自治体はあるわけですから。何を提供するかというのも自治体の判断でいけると思いますよ。

次に伺います。採用募集でダイレクトメールが送られてくるんです、自衛隊から。「ええ」とびっくりするわけですが、家庭で、何でこんなのを送ってくるの、うちになるところです。これは公務員です。自衛官は公務員なんですけれども、葛城市も採用募集しております。公務員の採用試験を行っている。葛城市は、採用募集案内はどのようにしておるでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市においての自衛隊の採用募集案内ということで答えさせていただきます。

まず、広報などへの掲載をさせていただいております。また、庁舎に懸垂幕を設置させていただいております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 広報とかホームページとかで周知している。個人に送ってない。葛城市内の18歳の子に、葛城市は採用試験やりますよ。こういう条件ですよ。やってない。それで、高校生の就職、これについては、生徒の人権を守るために、就職についてはきちっとした協定をつくっております。これは厚生労働省もホームページで出しておりますけれども、直接企業が生徒に募集案内を送るとか、働きかけを送ることは禁止されてます。まず、高校生を募集する場合は、

職業安定所に求人票を出して、職安が法令違反してないかちゃんと見て、判こを押して、企業はそれを学校に送ります。企業はそれと同じように会社案内とか送る。それを学校ではファイルに閉じて、生徒たちがそれを見て、学校を通じて会社との交渉、あるいは採用事務を行うというふうになっております。だから、公務員試験も同じですよ。直接高校生には送ってない。ところが自衛隊だけ特別なんです。なぜそんなルール破りを自衛隊はするんですか。高校生の採用は直接企業から送っちゃいかんのですよ。そういうルールでやってる。ところが自衛隊だけ特別にしてる。私は、直接自衛隊が、少なくとも、22歳は別ですよ。18歳の分について、こんなダイレクトメールを送るような、そんなことをさせてはいかんと思いますけれども、葛城市の見解を伺います。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 ハローワークと学校組織、主要の経済団体のいわゆる三者協定等によりまして、直接高校生への訪問等の行為は禁止されておりますが、自衛官募集に関しましては、防衛省となることから、国の行政機関、先ほどハローワークというのは基本的には厚生労働省と文部科学省ということになるかと思いますが、そちらとの関与がないために、議員のおっしゃります禁止事項には抵触しないと考えております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 それだったら一般の国家公務員も同様ということになるわけですが、国家公務員についてはそんなことやってないということですね。そういうことで、自分が知らないうちに4情報を提供されてる。ダイレクトメールが来てびっくりすると。私は、こういうやり方は、決して自衛隊にとっても好ましい在り方ではないと思います。私は、何らかの形で個人の同意をとる。同意をとったところに送られてくる分は、同意されてるわけですから、それだけ関心、協力度の高い方ということになりますから、採用募集も進むことになるわけですが、そうでないところへ送れば、反感が来るだけじゃないですか。とりわけ個人情報にこれだけうるさく言われてるときに、こんな募集の在り方は、私は改めるべきだと思います。

そこで最後にお聞きしますが、広報かつらぎ10月号に掲載された記事について質問します。これ、自衛官に入隊するというか、合格した方ですかね。激励会を市長が行ったということで、広報かつらぎに市長、また採用された若い方、それ以外に自衛隊関係者の方が、写真を撮って、激励会を行ったというのが広報に出ました。これについて、広報に掲載された目的は何なんでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 自衛隊入隊の予定者の入隊前の不安の払拭や、入隊意欲の向上を目的として、入隊予定者がいる場合に激励会を実施しております。こちらにつきましても、防衛大臣より、自衛官募集等の推進についての依頼文書の中で入隊予定者への激励の実施がございまして、その依頼に基づきまして実施をさせていただいております。さらに、市が目指す安全・安心なまちづくりの観点からも、こうした機会を通して、日常的に自衛隊との協力体制を築いておくことは、災害発生時の対応にも効果的であると考えます。また、激励会を広報誌に掲載している目的につきましては、自衛隊法及び同法施行令により、先ほどから申しております、都

道府県及び市町村が自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部に広報、宣伝などが含まれておりまして、その一環で行っております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 私、自衛官に合格した方だけ、市長が会って激励すると。これ、多くの若い人は、それぞれ新しい門出で、新しい会社に就職し、あるいは進学するという方もたくさんおられます。こうした方と比べて明らかに不公平ですよ。特別扱い。それは依頼ですから、やるということは市の判断が働いてるということなんです。だから、何でもかんでも、依頼されてるから、依頼されてるから、ではなしに、市としてどう考えるかということなんです。こうした、私は、激励会を行うことは、本人にとっては名誉なことだと思います。誉れ高いことだし、意欲を持つことだと思います。でも、まだ自衛隊に入隊してません。入って、やっぱり今の自衛隊は大変です。辞める方も多い。そのときにおもしろになるんじゃないですか、本人にとって。誉れはイコール、いざ自分がつまづいたときにおもしろになります。私はこんなことを18歳の子に負わせるべきじゃないと思いますよ。それは自衛隊は、やる気のある子を粹に感じて入ってくる。意欲を持ってやってくれる。みんなから励まされた。結構なことだというふうに採用する側は思いますよ。でも、本人の人生を考えたときに、私はそうした激励会は重荷になると考えます。ましてや、広報で市民に周知するわけですから、私はこういうことはやめるべきだと思いますけれども、市長の見解を伺います。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 決して市が独自で自衛隊入隊を特別扱いしているのではなく、あくまでも法令に基づく第1号法定受託事務であるという範疇で実施をしております。

西川副議長 谷原議員。

谷原議員 実施の法的根拠はあるということですが、実施しないこともできる。そこは、私は市長の判断だと思います。これはぜひ、私は、こうした特別扱いがあるということは好ましくないと思うものであります。ぜひ、善処のほうをお願いしたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

西川副議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、私の一般質問に入らせていただきます。質問は2点についてであります。葛城市、我々のまちは、全国でも、また奈良県でも人口が減少する中、人口が増加しているまちであるという認識は、私のみならず、皆さんもお持ちであろうかと思えます。しかし、その中身に迫ってもう少し分析をした上で、どういう増え方をしているのであろう。また、増えているところ、また、減少しているところ、どのような現状になっているのであろうかというところ辺を質問してまいりたいと思えます。

2点目ですけれども、税務署に夜間ポストというものがございます。夜間に、時間外に書類をポストのように入れる収受箱というんですけども、あれを今年見させていただきました。これについて、市役所、奈良県、また全国的に見ても、そういうのをやっているとところは少な

いんですけども、これって、これからの時代に市役所でも使えるんじゃないかなというふうには私は感じました。ただ、事務をされるのは市役所の皆様方でございますので、その辺について議論を深めてまいりたいと思うのが今回の趣旨でございます。

これ以降につきましては、質問席で質問をさせていただきます。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、まず人口について、1問目、進めてまいりたいと思います。葛城市はめでたく、平成16年に合併をして、今年の10月で市制20周年というものを迎えたところであります。そのときの市長のメッセージ、言葉、挨拶の中でも、葛城市は人口が増えているという言葉が何度も出てまいりました。もっと以前に戻りますと、私は、さきの9月議会で土地開発公社を、思い出していただきたいんですけども、土地開発公社というのは、もう今の時代、先行取得というのは必要ないんじゃないかという質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁も、葛城市はまだ人口が増えているので、いましばらくというご答弁をいただいている。そんなところから、葛城市、確かに、合併した平成16年からいうと、ざっくり、私の頭の中では、20年で2,000人余りの方が増加しているということで、増加しているということについては間違いない事実でございますけども、その増加の状況というものがどうなっているのかということをお聞きを皆さん方と一緒にこれから議論してまいりたいというふうに思います。

ただ、その前に言っておきますけども、奈良県の人口が、ピークは平成11年に144万9,000人という人口がございました。これは、葛城市誕生は平成16年ですから、その5年前が奈良県のピークです。そこからずっと減り続けて、今は128万何人ということで、平成11年のピークからいうと約15万人減っている。その中で葛城市、このまちが合併を選択をして人口が増加してきているということについては、先人たち、また市役所で行政に携われた方、阿古市長をはじめとする皆さん方に感謝を申し上げたいと、このように考えております。そういうところで、これから中身について進めて、質問をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1問目ですけども、今申し上げたように、この20年間で確かに増えてきている。その状況について、人口の推移というんですか、増え方の傾向というんですか、これについて、通告書で、5年単位でいいから、4分割をしてこの20年間で説明してくださいとお願いをしておりますので、お答えを求めます。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川です。よろしくお願いいたします。

葛城市全体の人口推移について、5年単位でお答えをさせていただきます。平成16年10月1日現在の人口が3万5,513人でございます。平成21年10月1日現在で3万6,260人、この5年間で747人の増、伸び率が2.1%となっております。平成26年10月1日現在、3万6,998人、この5年間で738人の増、伸び率が2.0%でございます。令和元年10月1日現在、3万7,391人、393人の増、伸び率が1.1%です。令和6年11月1日現在、3万7,803人、412人の増、伸び率が1.1%でございます。傾向といたしましては、この20年間、毎年人口は増加し

ておりますが、ここ10年の伸び率は横ばい傾向でございます。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 20年間で2,300人ぐらい増えてるんですよ。今、部長からありましたように、毎年毎年を聞いていくと時間もかかりますので、5年ごとでお答えくださいと私は申し上げて、初めの10年間は約2%の増加がある。それ以降、直近の10年間、2つに割ると、1%台の増加にとどまっている。伸び率は鈍化しているという傾向がここで見えてまいりました。10月1日に合併したから、10月1日現在で数字を拾ってますけども、直近の、これ、市長はよう聞いておいていただきたいけども、今、令和6年12月1日現在と1年前、前年対比とかよく言いますけども、令和5年の12月1日から、これを比較すると、今年の12月の1日より今年の12月1日は100人減ってるんですよ。ここをよく押さえておいていただきたい。今、減少に転じてるのか、それとも一時的な現象なのか。こういうことも皆さん方、頭へ入れておいていただいて、この1年間で100人減りましたから、これも頭に入れてもらった上で議論を次に進めてまいりたいというふうに思います。

それじゃあ、葛城市には44の、昔でいう、町時代でいう大字、今は区と言いますけども、44の区があります。郵便番号が分かれていますということ。44の大字のうち、人口が増加している大字、それと人口が減少している大字というものがございます。その数を、数だけでいいですから、増加してるのは44のうち何ぼやねん、減少してるのはこんだけの大字やねんということをお示してください。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 葛城市誕生20年で人口が増加した大字、減少した大字についてお答えをさせていただきます。増加した大字数は21大字でございます。減少した大字が23大字です。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 今ご答弁をいただきました。44あるうちの、大きい、小さいはあるけども、1つの区として見たときに、半分以上が、21と23だから約半分と言ってもいいけども、正確に言うと、減ってる大字のほうが多いわけですよ。このことも皆さん方と一緒に理解を深めた上で次の話に進めてまいりたいというふうに思います。ここでちょっとずれるか分からないんですけども、葛城市全体の65歳以上の人口の比率というんですか、高齢化率、そして逆の、15歳未満がありますよね。幼少人口率というんですけども、これについても質問を投げかけておりますので、これについてお答えを求めます。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 令和6年11月1日現在、葛城市における65歳以上の人口は1万501人でございます。高齢化率は27.8%です。15歳未満の人口は5,528人で、幼少人口率は14.6%でございます。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうですよ。これを今、もう一度確認しますけども、高齢化率、65歳以上の全体から

占める割合は27.8%というのがございました。これの県平均が幾らかというと、1年ずれてますけど、令和5年ですけども、32.7%で、約5%、葛城市は高齢化率が低いということです。逆に15歳未満の子どもたちの割合、これについての県の平均は11.2%、これは多いほうがいいというふうに考えるならば、考えなければなりませんけども、県の平均は11.2%、令和5年が、これが14.6%、葛城市全体がということで、私がうれしいのは、子どもたちの数14.6%というのは奈良県下トップで、お隣の香芝市を抜きましたので、非常に頑張っているということをおし添えて、次に参ります。

次に質問入りますけども、聞き方が非常に難しかったですけど、自分なりに分かりやすくと思って通告書を出しています。44の大字がありますよと。半分ちょっとが減ってますよ。半分弱が増えてますよということです。ここで、人口の増加の率の高い5つの区と、それと逆に人口減少が大きい5つの区、大字、これの高齢化率、65歳以上の方、高齢化率、そして逆の幼少化率、15歳未満をお教えください。

西川副議長 西川市民生活部長。

西川市民生活部長 合併後20年での人口増加上位5か大字の高齢化率、幼少率についてお答えをいたします。高齢化率は、上から11.8%、12.2%、17.8%、20.7%、22.8%で、5か大字の平均高齢化率は15.7%でございます。幼少人口率は、上から30.0%、23.7%、23.1%、22.7%、21.2%となります。5か大字の平均幼少率は24.2%でございます。

続きまして、人口減少上位5か大字の高齢化率、幼少人口率についてお答えをさせていただきます。高齢化率は、上から40.0%、39.4%、39%、38.2%、38%で、5か大字の平均高齢化率は38.7%でございます。幼少人口率は、上から2.4%、4.9%、7.8%、8.2%、8.4%となっております。5か大字の平均幼少率は6.0%でございます。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、人口が増えるグループと人口が減ってるグループについて答弁を求めました。1つずつ調べていくとこの時間内にお話ができないので、増えるグループの平均と減ってるグループの平均というものを出示していただくようお願いをしておきました。まず、人口が増えるという大字のトップから5大字の高齢化率は15.7%。これ、先ほど戻りますけども、葛城市の高齢化率の平均が27.8%の中の15.7%ということですよ。これが低いということは若い人が多いということですよ、そういうことで、増えるところの子ども数、幼少化率というのは24.2%あるわけですよ。葛城市全体が14.6%。14.6%といえども奈良県でトップなんです。そんな中で増えるところは24.2%ある。こういうのは物すごく、増えるところはいい傾向にありますよね。これからの期待できる要素を持っているということですか。しかし、逆に人口が減っている5か大字の高齢化率、5つの最高が40%というお答えでした。平均の高齢化率は38.7%。減るとこの地域の大字の高齢化率、65歳以上の方の平均というのは38.7%。葛城市が27.8%の中の10%多いわけですよ。逆に、人口が減っているところの子どもさんの平均幼少率は6%。葛城市のこの率の平均が14.6%ですので、半分以下の6%、100人いたら6人しか15歳未満の方がおられない、こういう状況

になっているわけです。ここから見えてくるものがあると思うんですけども、人口が増えるところは高齢化率も低い、子どもの数も多い、率も高い。人口が減っているところは高齢化率が高い、子どもの数が少ない。こういうことを今、分析の中でお答えをいただいたわけですが、これを見てどういうことを市として将来予測というのをされているか、今の現状を基にお答えを求めます。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。よろしくお願いします。

葛城市第2次総合戦略において、2060年までの長期的な視点から、人口減少を緩和し、それに達成すべき将来人口を示すための人口ビジョンを作成しております。その中で、葛城市のエリアごとの人口推移を分析した推計からは、今後葛城市が特段の人口減少対策を行わず、現状のまま人口が推移した場合には、将来的に一部の地区については、コミュニティ機能の維持が危ぶまれるという分析結果が出ております。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうですよ。誰が考えても、人口が減ってるところは、減少していったら何ぼでも減少、子どもの数が減ってるねんから。増えてるところは子どもの率が高いですから、何ぼでも増えていくというところで、今のように、エリアごとにとということのお話ございましたけども、今のまま、同じような形で人口が推移した場合に、一部の地域において、機能を果たさない、コミュニティ機能の維持が危ぶまれるというお話でございました。本当にさっき、一番最初に、冒頭に申し上げたように言いますけども、市長、後で答えてもらうから。20年間増えてきましたよというけども、ここへ来てこの1年間は減ってるんですよ。ほんまに岐路というてええんか、ほんまに真剣に考えんなんときやと思いますよ。これから阿古市長3期目になった途端に減ってきましたやん、こういうことにはなってほしくないということで私は議論してるわけで、今まで20年間増えてきたのが、ここで減少に転じるというようなことのないようにしていただきたいので、そのようなことを申し上げてるわけです。そこを間違いないように後でご答弁いただきたいと思います。

そういった、危ぶまれるところがあるというように今、企画部長のほうからお話でございました。こういう減少率の高い地域、今現在の問題点というんですか、課題というんですか、そういう地域から要望が出てるとか、市としてこういうことを把握してるとかということについて、もう少し詳しくお答えください。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 人口減少により地域に与える影響については、様々な分野に影響を及ぼすと考えられます。例えば、生産年齢の減少により労働力不足を招き、雇用の量や質が低下することが懸念されます。特に農林業では、担い手不足により耕作放棄地の増加等が進み、葛城市においては、山麓エリアの環境が維持できなくなる可能性も想定されます。また、地域生活への影響については、行政区や地区など大字の担い手不足により、コミュニティの共助機能が低下することが懸念されます。こうしたコミュニティの希薄化は、地域の防犯力、防災力の機

能低下を招き、防犯上あるいは防災上の問題が発生すると想定されます。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 限界集落という言葉がございます。限界集落というのは何かというと、人口の中で50%、半分以上が65歳以上になったところですよというところなんです。先ほど市民生活部長からいただいたように、これは限界集落というのは市町村ごとにいきますから、地域、地域でいくもんじゃないけども、それをもう少し拡大解釈して地域でいくなれば、50%以上になったら限界集落ですよ。限界集落の後、そのまま推移していくとどうなるか。消滅してしまいますよというのが一定の考え方です。テレビを見てますと、私、言うてることと反対になるか分からないんですけど、「ポツンと一軒家」という番組、意外と好きなもんで、たまにはこういう生活もええかなと思うけども、やはりまち全体として考えたときには、ああいうふうなことにならないように、好きでやられるのはしようがないか分からないですけども、ならないように、そういう地域の方から意見を聞く。それ以前に、市がもう少し、そうならないための誘導をしていくということが、人口の将来ということについては分かるわけですから、ここは誘導ということも大事であろうかというふうに思います。

そういった中で私の意見を述べさせていただくと、これ、答弁いただかないですけども、例えば各地域への大字の補助金とかいうのもございます。これは規定があって、人数で大体いくんですよ。例えば同じ500人の地域だったら、人口が増えてきてる500人も500人だし、減少してる500人も500人、これの差というのはないわけでしょう。地域への補助金という考え方をしたときに。私の言ってること、分かっていただけよ。同じ500人という決まりだけであって、増えてようと減ってようと、傾向なんて関係ないわけですよ。こういうことを考えられないのかなと思う。

もう一つは、住もう葛城市というんですか。すむなら葛城市で住宅取得事業の、葛城市で家を建てたり買ったり、改築もやった場合には補助金出しますよ。金額はもう抜きにして。これが人口の増えてるところで建てようとも、人口が減少してるところで建てようとも、同じなわけですよ。こういうところというのは、今ほんまに真剣に考え直さなければならぬというのであれば、この辺まで踏まえて検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。持論を申し上げたいと思いますけども、私は、ここでも言ったし、いろんなところでよく言います。葛城市、本当にいいまちで、近鉄がずっと葛城市の背骨のように通っている。近鉄南大阪線が通っていて、駅も5つあるわけですよ。学校とか役所というのは、線路よりも全部山側、西側にあるわけですよ。全ての学校はそうであると思います。買物するところ、スーパーとかは全て東側にある。かつ、あれもこれも言って申し訳ないですけども、県の施設が、高校も含め、病院も含め、警察も含め、今まであった、先般も出た、社会教育センターもなくなり、施設がなくなった。そんな中でも、こういう特性があって増えてきたわけですよ。それをやっぱり継続させていかなあかんと、このように考えています。

そんな中で、人口が増えてるところは一旦置いておいて、置いておくというより、これは

ええわけですから、人口減少率の高い地域への施策というものについて、今どのように考えておられるか、今後どのようにされるのか、ご答弁を求めます。

西川副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市のエリアの基本的な考え方については、葛城市総合計画、あるいは葛城市都市計画マスタープランなどで示されております。その中のそれぞれのエリアの考え方を策定する際には、市民へのアンケート調査の実施、あるいは大字区単位での聞き取りを行うなど、その地区に住んでおられる方の考え方、思いを聞き取り、計画に反映させております。市が目指すまちづくり施策について、それらの計画を踏まえつつ進めていく必要があると考えております。人口減少率が高い地域への施策については、地域を活性化させる観点から、現在、地域に住んでおられる方がどのようなニーズや課題があるのか把握する体制を構築しつつ、今後も、住み心地よく、移住、定住につながる施策を検討する必要があると考えております。

以上です。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 本当にもう正念場、先ほど、何遍も言いますが、今が葛城市、人口の減少がここから始まったというふうなことになるように、ぜひとも、今言うてくれはったように、地域の方の考え方というのを聞くというのがまず第一に大事やと思います。また、アンケートという話もございました。しかし、市は市として誘導していく、その地域の方を引っ張っていくということも大事でございます。先ほど私は、近鉄電車でスーパーがあるとか、ないとかいう話をしましたけども、やはりいろんなものを誘致していくとか、そういったこれからの施策ということについても非常に大事であろうかと思っておりますけども、ここで阿古市長の見解を求めます。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。まさか答弁があると思いませんでしたので。葛城市、ちょうど、市制施行して20周年を迎えました。本当に今、子どもたちがあふれるような状態になってうれしいなと感じておるところなんです。ただ、20年の中でいろいろと考えてみますと、私が就任した当時と今とで、社会情勢もかなり変わってきてますし、認識も変わってきてます。8年前のことなんですけど、私は5万人チャレンジという言葉をあえて使わせていただきました。そんなこと、できるわけないというような意見もかなりいただいたんですけども、その意思というのは、やはりその地域の活力を生み出すためには、若い世代を取り込み、子どもたちをにぎやかに、そういうような状況に置いていく必要がある。ですから、人口増を目指すのがその地域の活性化につながるという意味の表れでございました。

考えてみますと、8年前、20年前はもっとそうなんですけども、かなりの自治体が人口増であったのは事実でございます。特に大阪近郊のエリアにおきましては、まだ人口減には向かっていなかったように理解をしておりますが、それから年々、少子高齢化の人口減の向かい風が強くなっております。その向かい風をかりうじてかいくぐって人口を増やしているのが葛城市であるという認識を持っておるところでございます。

議員ご指摘の、1年間の人口、私、実は1か月ごとに人口分析をしております。この1年、

非常に向かい風が厳しいなという、その1つの分析の、今、仮定ではございますが、若い世代の物価の上昇に対する、持ち家の購入のところにも影響しているのかなと。ある種、生活が苦しくなっているところの分析もしないといけないのかなという思いでございます。

葛城市、人口が増えているところと増えていないところがあるというのは、まさに日本全国でも同じ考え方です。東京がいまだに人口が集中している。その中で地方が人口減に向かっている。石破総理も、鳥取でしたか、どこかに向かわれて同じようなことを、今まで言わなかったのかなと逆に不思議に感じておるところなんです。今、日本全国の市町村が、私が8年前に危惧した状況を今、口にしておるようなところがございますけれども、地域によって人口減に向かう要因というのは変わっているのかなと思っております。1つは、山麓エリアのほうが減少が激しい。そちらのほうは、若い世代が利便性等を選ばれる状況の中で山麓を選ぶというのはなかなか難しいのかなという思いがありますので、山麓エリアのまちづくりについて、ここ数年、いろいろと考察を重ねておりますので、まちづくりの在り方について、ある種、人口減を食い止めるべく、施策を入れていく考え方を持っております。

それともう一つ、平たん部においても人口減が起こっている。議員がご心配になっている、議員の地元である新庄の減少というのが激しい。その要因はといいますと、城下町でございますので、非常に過去において開発が進んでいた。でするので、家がもう密集しているという状況がございます。でするので、新たな家を建てるというその作業が難しい状況の中で、ようやく今、旧家を取り崩して、何と言いますか、新しい分譲住宅がちょちょっと建つような状況にもなってきておりますが、やはりまだそのレベルに行くまでには遠いのかなという思いをしております。

人口政策は総合政策です。総合戦略です。でするので、全体、一部分だけを取り上げて、決して人口増に向かうということはありません。でするので、これから団塊の世代がある一定の年齢になりますので、社会増減的には非常に厳しい状況が考えられます。それともう一つ、考えないといけないのは、自然増減でございます。今、葛城市の合計特殊出生率というのが、東京では0.99になったと話題になったところですけども、これは保健所のほうの管轄になっておりますので、中和保健所の所長が、葛城市は1.52になりましたよと教えていただきました。合併した当時が1.3でございましたので、葛城市の若い世代が子どもを増やそうという、そういうような気持ちになれるようなまちになってきたのかなというのも考えていけないと思います。

今の状況でありますと、少子高齢化の向かい風は年々きつくなるという分析をしております。でするので、私が、ある種、行政サービスや行政水準というのは、ある一定のレベルまで上がってきておりますので、その基礎の上に次のステップとして何を建てるのか、どういう戦略を持つのかということを考えてきておりますので、第2ステップに入りたいと感じております。その中には、民間活力を活用した、利便性を上げる作業ですとか、葛城市が本来持つべき施設がない、その誘導でありますとか、総合的な戦略の中で、更に若い世代がもっと住みたいと感じていただけるようなまちづくりをする必要があるのかなと感じておるところでございます。

大体そんなところですかね。これからいろんな議論をさせていただけたらありがたいなと思います。議員がご心配されてることは、全く同じ心配をしております。1か月に1回、分析しながら、今までずっと過ごしておりますので、どうもありがとうございます。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 市長から、1か月に1回、ちゃんと見てるというお話がございました。しかし、今までから増えてきている。その中でも増えてきたのが、今、止まってしまって減少に転じるかもわからないという、このことだけはもう一度申し上げたいと思いますので、今まで以上に、1か月に1回見るだけと違って、いろんなところに出向くなり、市長は絶えず、慎重な形で葛城市のかじ取りというのをやられているのであろうというふうに思っておりますけども、まだまだ、やる手というのか、活性化というもの、いろんな手段というものはあろうかと思えます。よく議論していただいて、また、議会の中にもそれを持ち込んでいただいて、職員、議会が1つとなって、こういうことを考えていけるようお願いしたいというふうに思います。答えというのは、これから議論していこうということを申し上げてますので、答えそのものについて、一部分的に、こんなんしたらどうやというふうなことを私は申し上げましたけども、そんなんも踏まえてご検討いただけたらと思います。

昨日、私は、日曜日、ちょうど昼間だけゆっくり家でしてたんですけども、NHKの各地域でやってるのど自慢、あれに高校生の男の子が、見てた人、もしかして、いたはるか分からないですけど、高校生の男の子が出て、歌は1つ鐘がぼんとなっただけやったけども、司会者の方が、あなたの将来の夢はと聞いていかはって、男の子に、私は、このまちで市役所で働きたいんですというて、歌よりも上手なええ声で元気よく話されてた。こういう子を増やすというのも、私はソフト面で大事なところであろうかと思えます。市役所、せっかくこの地で育って、そういう葛城市のために働きたいねん、市役所でやりたいねん、こういった人が増えるというような、こんなん、あくまで抽象的な話ですけども、そのためにやはり魅力あるまちづくりというものが不可欠でございますので、ここにおいで部長も、そういうことを考えながら、これからのまちづくりというものについて進んでいただいて、ほんま、お願いやから、今の子、この1年間で減ったというのが一時的なことでありますように願って、次に進みたいと思います。

次は、題としては、市役所の夜間ポスト設置についてということで出させていただきます。夜間ポストという名前は、分かりやすいように使ったんですけども、今年、私、税務署に行ったときに、税務署の前に時間外文書収受箱というものが置かれてありました。ぱっと見て、私は、検討の余地はあるけど、これっていいんじゃないかなということを感じました。税務署の方に、イメージしにくいから分からないですけど、図書の本を借りたときに、本の返却は、ブックポストというんですか。あれのもうちょっと頑丈な、鉄でできた、簡単な文書なんかでも入れておけるというような、そういう時間外収受箱というのがどこの税務署にもございます。税務署でできるねんから、市役所でもできるんじゃないかな、このように考えて、今回の一般質問に私として選ばせていただきました。

これがいいんじゃないかなと思った理由は、私は3つございます。1つは、これから今の

若い人が全国的に少なくなっているという中で、やっぱり若い方は忙しいですね。その中で、市役所に来るのに、やはり仕事を休んでいかなあかんとか、早く帰らなあかんとか、そういうこと、もちろん書類ですから、ちゃんとしたものを出さんんときは別ですけども、簡単に渡したらええというようなものがあるとするならば、こういうのがあれば便利ではないかなと。平日の昼間に来れない方、この人のためにとっては、1つの市役所とのコミュニケーションというんですか、連絡事項をするのに私は有効ではないかなということを感じました。

2つ目は、よく最近、福祉の話をしませうけども、なかなか、車椅子等で、バリアフリー化が進んだといえども、2階、3階に上ってくるという、例えば自分の意見だけを伝えたいというときに、ポストがあれば、それが役所の中に車椅子等で入ってこなくても、外からぽつと郵便を入れるように、それを手渡しできる。これからの時代として、そういうことが必要じゃないかなということを感じました。

もう一つの、これ、いいんじゃないかなと思った理由は、合併して20年と言いますが、今もなお、新庄庁舎と當麻庁舎に分かれています。用があるときは、新庄庁舎へ行って、當麻庁舎へ行って、また新庄庁舎行く、こういう市民の方も多かろうと思います。例えば、この地域の方が教育委員会にこれだけ渡しておきたいねんと。これ、前に教育委員会に出向いて、この書類だけ持ってきてと言われてんねん。この場所から當麻の庁舎まで、車であろうと電車であろうと、行かなあかん。そやけども、こういうのがあれば、教育委員会誰々様ということで、手紙のごとく渡せば、市民にとっても、全ての書類がそんなんで行けるとは思いませんよ。でも、そういうことが可能であれば、私は、コンパクトシティ葛城市の中とはいえ、非常に有効に使えるんじゃないかなと、このように考えました。

ただ、どこの市役所に問い合わせても、そういうのをやってないというんです。そんなことないやろう、税務署ができるねんから、一度検討をしてみようということでも事務をされる皆さん方と議論をしてみたいというのが本来の狙いで、今回取り上げさせていただいていますので、それを基にご答弁をいただけたらというふうに思います。

現在、先ほど言いました夜間とか休日、昼間なかなか市役所へ来られない、若い方に多いだろうかと思いますけども、そんな人らが、例えば市役所に何か渡さなあかんねんと。簡単なものを提出せなあかんねんとか、返却物があるのかないのか分からないですけど、一旦出したやつが返却されて、訂正をして出すねんとかいうものの、どうしても市役所へ行けないねんというのがあるかと思います。その場合は郵便で送ってくださいということになるであろうかと思いますけども、郵便料金も値上がりもしていますから、何とかならないかなと思うんですけど、今現在、そういう方への対応というものはどうされてるのでしょうか。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

現在、本市の新庄庁舎においては、市民の方々からの緊急の事案に対する対応や戸籍の受付などの業務を行うため、夜間、休日につきましては、嘱託職員による宿日直者体制をとっておりまして、仮に、市役所に提出が必要な書類、返却物が生じて、平日に市役所に持参で

きない場合は、勤務中の宿直職員が預かり、担当部署に引き継ぐことになっております。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。そういうことなんですよ。どこを、県内、私も5つぐらい市役所と話をしましたけど、同じように答えられてました。宿直に渡してもらうしかないですなど。そやけど、そんなんあんまりないですよ。私、葛城市もそんなんあんまりないと思いますよ。夜間に宿直の方に持ってこられるというのは。死亡届とか、届け、これはどこの市町村でも、宿直の方とか窓口があるということなので、そういうのはあるだろうと。日にちも大事なので受付があろうかと思えますけども、ほんまに渡しておいていただきたいねんというのは、宿直の方に夜中に持ってくるというのは、葛城市もないと思う。ほかの市町村もそのようにおっしゃってました。

我々、お亡くなりになられた、死亡届の話になったとき、死亡届どないして出したらええのということで、よくお尋ねをされる時ありますけども、市役所行ったら受け付けてもらえますよ。でも、ほとんどは、調べてもらったら分かると思います。ほとんどは、業者というんですか、葬儀屋さんが提出に来られてると思います。家族が来られてるというのは非常に少ないであろうかと思えます。だから、宿直の方に渡すという、敷居が高いという言い方が、もしかしたら、適切なのかどうか分からないですけども、なかなか、そんな、簡単なことを渡しにいきにくい。ほんまにポストがあつたら、そういうポストがあつたら、そこへ入れて、誰々に、総務部、林本部長殿ということではと入れとけば簡単に済む話であって、それが、担当の方、名前を書かれた方に行くというのはいい方法じゃないかなと、このように思うんですけども、それでは次に進めてまいりたいと思います。

ほんまに税務署かて、書類というのは、貴重な書類を預かってはるわけですよ。税務署はどうなってるかという、確かに申告の時期というのは集中しますから、だから、先ほど時間外収受箱ということで、目的としては、時間外に入れてくださいということですけども、時間内であったとしても、24時間、そこへ入れることができるんです。たくさんの方が並んでおられるということになれば、私、市役所でもそうやと思えます。何らかの事象が起きたときに非常に多く並ばれる。確かに確認をして渡さなければならぬというのは、窓口に並ばなければならぬと思いますけども、ちゃんと分かってるねんというのであれば、自己責任の下でそこへ入れておくというのがあれば、市民の方にとっても私はいいのじゃないかな。利便性に富むのではないかな。先ほど冒頭に申し上げたように、例えば、例として分かりやすいように言いますが、車椅子の方、2階、3階へずっと上っていかんなん。行かんなんときは行かなあきません。訴えんなんときは訴えなあきません。でも、ただほんまに渡して読んでくださいよと、意見とかいうのもあるじゃないですか。そんなときやつたら、私はそれで十分かなと、それでいいんじゃないかなと思います。

あともう一つは、付け加えて言うと、昨年にもども議会というのがございました。中学生の方、とっても立派な意見を出されて、阿古市長も、タブレットを置くから机が小さくなつてんということを知って、早速にそれを採用されたというのもございました。市役所というのは、中学生の方とか、なかなか入りにくい場所であろうかと思えます。でも、中学生も、

このまちのことを考えて何らかの役に立ちたいというような思いがあつて、意見とか出すに
したつて、入ってこれないけども、そういうのがあれば出せるじゃないですか。

冒頭に言うところと思つて言えなかつたですけども、普通の家に、我々の家だつて、各議
員の家にも郵便受けというのがあるわけですよ。そこには、確かに郵便もあるけども、市
民からの要望とか意見とか、ごくたまには、ご近所の方のお土産が入つてあったり、回覧板
を回したりと、いろいろ郵便受けというのが役割を果たしてると思います。でも、葛城市
の市としての郵便受けがないんですよ。なぜないかと。いろんな郵便が来るのが多いから、
郵便局でひとまとめにして、袋に入れて郵便局さんが、どこへ持ってこられるのか分から
ないけど、総務部やと総務部にどんと置かれる。となると、市民の方が郵便ポストでも入れ
ところか。近所のように、誰々のところへ、これだけ読んでおいてくださいとか、何か頼まれ
て、これ渡したいねんけど、郵便ポストへ入れときますわと、皆さん、きっと経験あると思
いますよ。だから市も、そういうのがあれば何らかの役に立つというふうを考えてるん
ですけども、次に、あと心配されるのが、書類を入れるので、何らかいたずらをされないか
というこもリスクとして考えておかなあかんわけです。

そこで税務署のほうに、全国の税務署全部にこのポストがあるわけですよ。尋ねた
ところ、そういう事象というのは起こっていないということでございました。そのことを受けて、
税務署ではそれが有効に利用されて問題もないと。また、利用者の方に喜ばれてる
というこを聞いて、市側としてどのように感想を持たれるか、ご答弁というんですか、
感想を、どう思うかということをお答えいただきたいとします。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 夜間、休日に職員などが対応していない官公庁におきましては、夜間
ポストのような設備があれば、利用者にとって利便性があると考えます。しかしながら、
本市の新庄庁舎は必ず、先ほど申し上げましたとおり、宿日直職員が従事して
おりますので、市民の方々が対面でその職員に書類などの受渡しができる点は、
安全性も含めて、市民の方々にとっては利便性の高いサービスと感じて
おります。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。そうですね。ほか、よそでやってない、
尋ねるところもないんで、これが便利ですか、どうですかというのを聞けない。
けど、今、税務署でやってるということで、感想を聞くと、利便性が高い
であろうというサービスであるというふうに感じています。新庄庁舎と
當麻庁舎があつて、當麻庁舎は宿直の方もおられないわけですよ。だから、
こういったことも、冒頭に申し上げたように、すぐしてくださいというん
じゃなくて、事務をされるのは皆様方ですから、これをするこによって忙
しくなつたとか、なつてもかなんとか、やはり市民サービスを向上させると
いうことは大事なわけで、先ほどの人口の話じゃないけど、いろん
なところで出てきました、市民とのコミュニティというものを上げて
いく、そういったツールというんですか、SNSを使うというのは、これ
はこれでできる人はもうそれでいいんですけども、それとは別個に、
やっぱり市役所、役所の提出物というのは書類がまだまだ多いわけ
で、ぜひとも採用をご検討いただきたいと思うんですけども、今

申し上げたように、あんなん言うから逆にデメリットが増えたとかなくても困るわけです。ここで職員の効率化等について、どのように、これも、ほんまに先ほどから言うてるように、よそはやってへんから、私は、よそでやってないことを、日本で初めてでもええから、やったらええと思いますけど、これについてどのように考えられるか、ご見解を求めます。

西川副議長 林本総務部長。

林本総務部長 職員の効率化という観点だけではなくて、もう一度、利便性の向上も含めての答弁をさせていただきます。先ほども申し上げました、警備員や宿日直職員の対応がない施設については、夜間ポストの設置は市民の方の利便性の向上につながると考えております。ただ、先ほども議員お述べのとおり、県内他の11市や北葛城郡の4町の状況を確認いたしましたところ、全て警備員や宿日直職員が対応しておりますので、夜間ポストを設置している自治体はございませんでした。しかしながら、簡易な書類などを宿日直職員へ手渡すことに遠慮などを感じられる市民の方もおられるかもしれませんので、夜間ポストを設置することは市民の方の選択肢が増えると言えます。ただし、市役所の場合、税務署のように、ある特定の業務範囲内の書類に限定されておられません。業務範囲が広いため、夜間ポストを運用する場合は、やはり一定のルール、これを考えないと職員の負担のほうは増えるというふうに考えておりますので、その点、留意が必要だというふうに考えております。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 聞いてると、前向きのようにも聞こえるし、慎重のようにも聞こえるわけですよ。おっしゃるように、ルール、何でもかんでも入れたらええねんというものじゃないと思います。しかし、それを必要とする人は必ずいてると思います。そのための、今、市民の方にとって利便性の向上につながるというところまで参りました。ぜひとも、そういったことを前向きに検討されてはと思うんですけども、市長か副市長、全体として、宿日直、今ありまんねん。ほんまにそんなん渡してはんのかどうかという現状も知ってはるやろし、當麻庁舎には今後、将来のことは置いておいて、現在、2庁舎制で、當麻庁舎には宿直がないというところから言うていくと、全くできないこともないと思う。今、部長からあったように、県内ではやってない。何も、県内でどこもやってないからやったらええという問題でもないし、私が国にも尋ねましたけども、そんなんは市町村で決めていただくことやと、このようにお答えをもらいました。市長か副市長、する、しないまでいいけども、検討したいとか、いやいや、できるもんじゃないというレベルぐらいまでの、今後検討したいでも構いませんから、お答えいただけませんかやろうか。

西川副議長 阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。多分、過去において、夜間ポストというのはあったのかなという記憶があります。ただ、今はもうそれが閉鎖されてるというか、使われなくなったというのは、一定の理由があったのかなと思うんです。ですから、市民の要望としてどの程度あるのかということがまず大切と思っております。新庄庁舎の場合は、私は、人が受け取るというのが一番温かいサービスなのかなと感じておりますが、當麻庁舎の場合、複合施設できますけども、これは令和8年の秋、あと1年少しなんですけども、そのときになればまた

何らかの形での受け取りの仕方というのは考えられるのかなと思います。議員ご指摘いただきましたので、研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

西川副議長 藤井本議員。

藤井本議員 過去にあったと。私は過去にあったというのを知らないですけども、話を打合せをしてる中では、當麻庁舎に、昔というんですか、あったんですね。先ほどから言ってるように、人口の問題でもありましたけども、もうそのときと今は時代が変わってますやん。そういったことも踏まえて、ほんまに部長がおっしゃったように、利便性の向上につながるのではないかというところ辺を、市長の言葉でいうと、研究ということでございましたけども、研究は難しいと思いますよ。よそはやってないねんから。でも、葛城市がやって成功したら、すばらしいものになると思いますので、そのことに大きな期待を寄せて、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

西川副議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後4時5分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時55分

再 開 午後4時05分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

最後に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。本日の一般質問、最終ラウンドとなっております。皆さん、大変お疲れでございますが、どうぞ最後までご清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問の内容でございますが、阿古市政、10月27日に当選をされまして、3期目に期待をする、これからの施策について、いろいろと公約に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより質問席にて行わせていただきます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 それでは始めさせていただきます。

阿古市長の3期目のご就任、2期8年の経験と、3期目の市長の、市民第一の住みよい葛城市のまちづくりを更に充実させる新たな意気込みを感じているところでございます。阿古市長の公約が新たに示されました。コピーなんですけども、もっときれいなグリーンで、公約が20、告示のときに示されたわけですけども、市民のための7大政策、非常にいろんな分野でしっかりと書かれている、この公約を3期目に挑戦しようという新たな意気込み、聞かせていただきたいと思います。全ての公約に触れませんが、私の質問は、その中の一部、そしてまた、この3期目におきまして、市民からいただいていたいろんな市長への要望について、

私たちが聞いているその要望についてをお聞きしたいと思っております。

さて、令和5年度の決算が今年9月に認定と議決いたしまして、また、令和6年度の事業も着々と進む中、市の事業も令和7年度以降に向けて、市長の目指す事業ができました。そして、新たなまちづくりに通していくための財源確保というものは、これからの重要な財政事情となってまいります。しっかりとした行財政改革は必須であります。葛城市を預かる者として今後どのように進めていかれるのかをお尋ねしてまいります。

まず、そのプロローグといたしまして、令和5年度決算を見てまいります。令和5年度決算における市の財政状況、財政健全化4指標、そして一般会計ベースで基金の残高、歳出は性質別で決算額の増額内容についてどのようになっていたかを答弁いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

奥本議長 米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。川村議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度決算に基づく本市の財政状況についてのご質問でございます。まずは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められております4つの財政指標についてでございます。4つの指標のうち、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算ということで省略をさせていただきまして、実質公債費比率と将来負担比率から説明のほうをさせていただきたいと思っております。一般会計等におけるローン返済が収入に対して重過ぎないかを3年間の平均値で表した比率、すなわち実質公債費比率でございますが、令和5年度が8.2%、令和4年度が8.7%と、前年度比較で0.5%改善をいたしております。また、一般会計等におけるローン残高や負債の規模が収入に対して大き過ぎないかを表した比率、すなわち将来負担比率でございますが、令和5年度が11.7%、令和4年度が22.4%と、前年度比較で10.7%改善をいたしております。いずれの指標におきましても、法律で定める早期健全化基準値を下回っておりまして、健全状態でございます。

続きまして、令和5年度末基金残高の状況でございます。主な基金の残高といたしましては、財政調整基金で約24億4,700万円、減債基金で約3億4,200万円、公共施設整備基金で約4億8,300万円、地域振興基金で約9億4,500万円でございます。財政調整基金などのほか、特定の目的のために積み立てている基金を含めた一般会計ベースの総額は約47億7,800万円となっております。令和4年度末基金現在高と比較いたしますと、約2億8,700万円の増額となったところでございます。そのほか霊苑整備基金や国保財政調整基金、それから介護給付費準備基金などを含めた基金総額といたしましては、約61億8,600万円となっております。

続きまして、歳出、決算額における前年度比較でございます。増額となった主な費目を性質別で申し上げますと、人件費、扶助費、普通建設事業費などがございます。人件費におきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴いまして、会計年度任用職員を含む職員人件費が高額となったことが、3.6%の伸びとなった大きな要因となっております。ただいま国のほうで臨時国会が開催されておりますが、会期中に人事院勧告を盛り込んだ給与法改正案

の審議が見込まれているところでございまして、可決となれば3年連続の引上げとなり、今後、本市の人件費にも大きな影響が出てくるものと見込んでいるところでございます。

最後に、扶助費でございます。国の施策として令和5年度に実施されました住民税非課税世帯等生活支援金事業などにより12%の伸びとなっておりますが、それらを除いた社会保障関連経費につきましても、経年的な増額が続いているところでございます。また、普通建設事業費でございますが、64.1%の大きな伸びとなっておりますが、これにつきましては、いきいきセンターのリニューアルや、認定こども園給食棟の建設などによる影響でございます。簡単ではございますが、以上でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 ありがとうございます。今、財務部長のほうからご答弁いただきました内容は、実質公債費比率と将来負担比率については改善をされているというご答弁を中心に、監査委員のほうでほかに報告、意見書が触れられている部分は、経常収支比率とか財政力指数とか、そういったものもありましたけれども、ここは若干、少し下降している部分ですけれども、数字的にはそんなに大きいものではないと捉えまして、5年度の決算は4年度に更に改善している現況を見まして、まずは一息ついているところでございます。

税収も伸びまして、全て基金を公表された中で、全ての基金、今日、全部で61億8,600万円という数字も出していただきましたけれども、基金を積み増した阿古市長、2億幾らかの基金も更に全体的にも大体それぐらい積み増されたかなという、そういったこれまでの手腕というものは本当に評価するものでございます。阿古市長の考えにおいて、これまでのいろんな講演会資料等で、市長の考えの中では、木を見て森を見るという感覚ではあかんと、務まらないと。また、財政運営というのはバランスが大事だと、こういうことを示されて、そのことを私は思い返しているわけでございますけれども、しかしながら、今後の見通しでございます。

先ほども、藤井本議員の人口の推移、こういったこと、それからまた、企業誘致などのこれからの実績いかんによりまして、葛城市の中で今後、財政状況というのが、今の答弁にもありましたように、人件費、それから扶助費、こういったものがこれからもまだ膨らんでいく可能性というか、そういう予想もあるわけでございます。そしてまた今後進められていく市長の公約どおりにいかれますと、いろんな、大規模事業に対して歳入の確保というものが非常に大切であると。これをしっかりといただきまして、市民サービスを落とすことなく維持していただきながら、行政改革がこれからますます必須となる。これが第一の市長の役目であるというふうに私は思いますが、これまでの行財政改革も進められてきた中で、こういった財政の改善も見込まれたと思いますが、これからの行財政改革をどのようにこれから進めていかれるのか。これから新たな発想というものができてくると思います。それをこれからどのように進めていくかということが一番の肝であります。今後の見通し、そして、市の施策というものをどんな形でプランニングしていくのか。その中に、それが職員とともに行政改革を行っていく、いろんな行財政改革の中身につきまして、一度お聞かせいただきたいと思っております。重要施策検討会議というのができたらいいですから、その実績というか、

あまり議会にも内容は深くは聞いてませんので、その内容も併せてお答えいただきたいと思っています。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

本市では、行財政改革の取組の一環といたしまして、平成20年度から事務事業評価を実施してまいりましたが、取り組み始めた当時と比較すると、職員の意識改革が大きく前進したことを契機に、一定の成果を得たと判断し、令和元年度をもって終了いたしました。令和2年度からは重要施策検討会議を実施しております。この会議は、市長に諮る必要がある重要な事業として新規事業、廃止を検討している事業、事業内容の変更を検討しているものなどについて、施策や方針について議論する内部会議です。重要施策検討会議は次年度予算の編成前に実施し、市長の施策実現に向けての社会情勢や市民ニーズを踏まえ、特別職からの提案、トップダウンや職員からの提案、ボトムアップの施策の両方の提案を俎上に上げ、会議で決定した優先順位を基に、予算編成に迅速に反映する仕組みを構築しております。

以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 今ご答弁いただきました。非常に充実した内部会議をされているというふうに私は捉えたわけですが、職員の意識改革が大きく前進した。これがまず第一で、職員とともに、三人寄れば文殊の知恵と、本当にたくさんの優秀な職員さんとともに、これからの施策を考えていただいているという、その内容につきまして一定理解をさせていただきました。どれも重要施策なんですけれども、例えば事例として教えていただきたいんですけれども、令和6年度から実施しています、第2子目以降の保育料無償化の事業の実現に至るこの経緯、少し、そのときの説明はあったんですが、そのプロセスを教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年4月から、2子目以降保育料の無償化を実施しております。この実施につきましては、令和5年12月の厚生文教常任委員会でご報告し、令和6年3月の予算特別委員会でご審議いただいた後、実施に至っております。この事業の実施に至る経緯といたしましては、時系列で申しますと、令和5年当初に市長から、第2子目以降保育料無償化事業の制度設計をとの指示がありました。これを受け担当課では、国や県の動きや他市町村の動向を確認しながら、課内で葛城市での実施の実現の可能性を多方面から十分検討し、令和6年度の予算化に向け、11月の重要施策検討会議に諮りました。また、県内では先行して実施していた自治体があったためでしょうか。この間に市民からの要望や、令和5年9月には一般質問としてご意見も頂戴しております。重要施策検討会議では、先ほどの説明にもありましたように、政策面や財政面からの意見を受けながら、市民への影響や財政面からの将来にわたる影響を十分審議した上で、実現可能と判断を受け、令和6年4月からの実施に至っております。

以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 本当に大事なプロセス、内容を聞かせていただいたんですけども、先ほどの答弁にありましたように、市長が第2ステップに入るといふ、その前触れといふか、これからいろんな制度設計をしていく中で実現可能かどうか。市長の公約も重要ですけど、それができるのか、できないのかという検証といふのは、いろんな原課でそれを検証していくといふことは非常に大事なことでありますので、これからもずっと継続される事業でありますので、市民への影響は非常に大きい、これは施策でありますので、また、財政面からも重要施策会議で十分に審議されたものと理解をさせていただきました。

これまでも公債費が非常に膨らんできました中の財政状況というものは、2町の合併後の新市計画の中で、合併特例債を使ってクリーンセンターや給食センターや、また、新道の駅事業など将来に向けての投資事業であったと思います。阿古市長も2期8年、非常に公債費が膨らむ中で、身を切る改革といふことで頑張って乗り越えてこられたこと、これも評価をさせていただきます。

さて、引き続き、市長の3期目、第2ステップでございますけれども、思い切り政治手腕が発揮できる時が参りました。数々の大きな事業を今後計画されています。そんな中で、行財政改革の取組を一層強化をしていただきまして、行政運営をしていただきたいといふふうに思っております。行財政改革の取組の中で、先ほど事務事業評価の実施といふのは、職員の意識改革が大きくできたと。それで、その意識向上につながったことは、内部統制の強化といふか、そういった1つのルールづくりを、その強化を図る取組をされたのでしょ。内部統制制度の整備は、事務が適正に実施されるために導入されたものであります。葛城市においてはどうか。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

本市におきましては、監査委員による監査におきましては、令和2年度から内部統制も含まれた監査基準に依拠した監査を実施していただいております。一方、全庁的に内部統制の強化を図るといふ観点から、様々な取組を行っているところでございます。一例を申し上げますと、入札契約事務においては、契約事務の大幅な改善を図り、電子入札、電子契約などの導入、さらには、入札監視委員会を設置したことで外部の視点によるチェックがなされ、リスクマネジメントに対する職員の意識向上につながったと考えます。さらに、職員全員がコンプライアンス研修を受講し、職員一人一人が正しいルールに従って業務が遂行できる職場環境づくりにも取り組んでいるところでございまして、研修内容も受講後のアンケート結果を活用し、ブラッシュアップしていきたいと考えております。今後は、更に職員おのこの危機管理に関する気づきを促し、組織内でも意見を出しやすい組織風土の醸成にも取り組んでいきたいと考えます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 そうですね。正しく事務を行う、これは当然のことなんですけども、なかなか日常、そういったことに対して検証していく、また、その検証するシステムというものがきっちり構築

されていかなければ、これから常に同じ形で、事務が効率よく、そして間違いなく遂行されるために非常に大事な部分である。これは今、社会的にも、一般企業におかれましても、内部統制制度というものは非常にこれから必須なものであるというふうに、社会的にはそういった位置にあるということ、行政のほうもそういったことを取り入れていただくということは、非常にこれからの事務事業、期待をすることでございます。そんな中で、内部通報制度というのがあるんですけども、市政運営に係る法令違反の行為について、内部通報制度、外部通報もありますけど、一応、職員の中の内部通報について説明をいただきたいと思いません。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

私から公益通報制度についてお答えさせていただきます。公益通報制度の中で市の職員が対象となる内部通報制度の窓口は、市長部局の職員の場合は人事課が相談窓口となります。必要な事項については、葛城市公益通報等の処理基準に定めております。

なお、職員への周知につきましては、グループウェアで共有できるようにしております。以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 いろいろとこれまでも市政の中で私が経験している、見聞きした中では、こういう内部通報制度が周知されていないとか、職員にも周知されていない。また、行政の中でしっかりしたその位置づけがされていないような事象もありましたので、これから、そういったことは内部統制制度の中で必須であるというふうに私は思いますので、しっかりとした、また、職員の周知、職員おのおのがその意識を持ってやっていただけるようにということをお願いしたいと思います。

それでは、そういったベースができて、職員さんと非常によい関係を築きながら、トップダウンで、これからの行政の中で施策を形成していくという、こういったことを、もちろん、今の答弁でそのようなアクションを起こしていただいているということは確認をさせていただきました。

それでは、これからは阿古市長の3期目の公約、また、市民要望の強かったもの、強いものについてランダムに、順番はばらばらになりますけれども、公約順序のとおりにはいきませんけれども、まずは肝煎りの事業、公約4に書いておりました、市民の生命、財産を守る災害対策ということで、これまでもずっと災害に強いまちづくりを着々と進めてこられましたので、更にこれから進めていかれる取組はどのようなことなんでしょうか。ご答弁願います。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 本市におきましては、災害に強いまちづくりといたしまして、近い将来発生し得る大規模地震、近年の線状降水帯によるゲリラ豪雨、今や災害級の猛暑による熱中症、これら大きな3つの災害に対しまして、あらゆる角度から対策を講じてまいりました。

まず、大規模地震対策におきましては、能登半島地震の教訓を踏まえ、今後重点的に取り

組む施策として、受援体制の強化と災害時の避難所での衛生環境、特にトイレ対策であると認識をしております。災害が発生すると各方面から多くの支援物資が届けられ、その保管場所や輸送手段の確保が必要となります。また、人的支援につきましても、救命活動から復旧活動、さらには、被災者の生活支援にボランティアなど応援側の活動拠点場所も必要となります。これら外部からの救援物資や応援職員などを迅速、的確に受け入れて有効に活用するため、情報共有や各種調整を行うための体制づくりと、受援拠点等を明らかにした受援計画の策定を行っていきたくと考えております。そしてトイレ対策についても、トイレカーを導入することで市民の方々に災害時のトイレ問題に対する意識を高めてもらい、日頃からの備えについての協力について啓発強化を行っていきたくと考えております。

次に、ゲリラ豪雨対策におきましては、現在行っているため池の貯留事業を計画的に進め、地元のご協力も得ながら低水位管理をしていただくこと、また、河川のしゅんせつなど総合的な治水対策を進めていきたくと考えております。また、過去の豪雨災害時における浸水や越水箇所等を分析し、でき得る範囲で予防、応急対応できるよう準備を進めていきたくと考えております。さらに、地震対策も含めまして、地元のご意見を踏まえて、近くハザードマップの改訂作業に着手したいと考えております。

最後に、熱中症対策におきましては、引き続き、市民の皆様に熱中症特別警戒情報を迅速にお伝えするとともに、発令期間中に安心して避難できるよう、クーリングシェルターの指定拡充にも取り組んでいきたくと考えております。また、教育施設では、まず学校にウォータークーラーを増設しております。さらに、指定避難所となる体育館などにおいて、将来的な空調環境の整備に向けて検討していきたくと考えております。そして全ての対策に共通することですが、民間の方々と協力体制の更なる強化を視野に入れて、災害時応援協定の締結などを積極的に進めるとともに、日頃から顔の見える関係づくりに努めていきたくと考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 今詳しくご説明をいただいた災害対策ですけれども、地震対策だけじゃなくて、これからはゲリラ豪雨の対策、また熱中症対策と、いろんな災害というものに対しての気配りというか、備えというものが必要になってまいります。体育館もスポットクーラーを入れていただいて、今、運動するには快適でいいんですけども、何かいろんな体育館での行事のときに、暑いなというようなことで市長にも、スポットクーラーだけでいけるかなというようなお話もしたことがあるかなと。また、そこが避難所になりますと、やはりこれからの空調管理というものも非常に必要になってくると。そのことに視点を向けられていることにつきましては、どうぞよろしくお願いをしたいと、市民の要望であると私は強く感じているところでございます。また、私も、総務建設常任委員会でもいろいろ言わせていただきましたけども、これから、訓練ですかね。やっぱり日常的に、常に、いつ起こってもアクションができるような、市民全体で訓練ができるようなことを、もう少し回数をやっていくべきなのかな。もちろん、学校とか、いろんなところではもう既にされてるんです。エリアごとによってくださってるんですけども、やはり全体が動けるような状況というのも想定した中で、そうい

う訓練というものもまた強化をしていただきたいなというふうに、これは私の要望とさせていただきます。

能登の地震、本当にあのときに、せっかく新年のスタートを切ったときに地震の話から始まりましたけども、受援体制、いろいろと、いろんな角度から、トイレカーということで、トイレの強化、これは女性の視点から見ても、もう本当にこれは一番重要な部分だと思えます。また、それぞれの家庭においても、こういった形でまずしのぐかというような話も、それを周知していただくためにも広報活動も精いっぱいやっていただきたいなということを要望させていただきます。

さて、これからは市民の要望としまして、いろんなご意見も、市長の3期目に当たって、私たちにもいただいております。そんな中で、先週12月6日に増田議員のほうからも質問がありましたけども、道路整備、そういったところについても、非常に道路予算が少ないのか、なかなか補助がないのでできないとか、そういった話が出ておりましたけれども、補助の獲得にどういった工夫というのをされているのかというよりも、これからそういったこともしっかり獲得して道路整備をしていかんとあきませんので、そういった補助の獲得についてどのような工夫をされてるか、お答えいただきたいなと思います。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくをお願いします。

補助金の獲得についてでございます。国の補助金事業で道路整備を行っていることが多いので、補助金を多く受け、少しでも多く路線の整備を進めることができるよう、国へ要望活動をしております。また、国の補正予算を要望することが、国に対し、少しでも早く着手するとの意思表示につながりますので、次年度以降の交付金の内示にも有利とのことということもありますので、積極的に補正予算の要望をしております。

以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 答弁ありがとうございます。昨日の増田議員の答弁も、市道だけじゃない、いろんな道路予算につきまして、こっちから熱い要望、やっぱりそこが必須だという熱い要望の姿勢を見せることで、補正予算でやっぱりがんがん要望していくという、その姿勢は大事やと思えます。それがやはり次の予算獲得につながっていくのであれば、そういった熱意というものを市の職員さんに求めていただきたいなということは強く要望させていただきます。

それから、大字要望の採択につきまして、大字要望いろいろあって、採択できませんという有無だけを示して返してるような状況なのかどうか分かりませんが、今、一体大字要望に対してどんなふうな手続というか、やり方をいただいているのか、教えてください。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 大字要望についてですが、各大字より優先順位をつけ要望をいただいております。予算の範囲内で、緊急性、公平性、費用対効果、大字内の優先順位を勘案し採択をしております。そのため、多くの要望をいただいているんですが、全て採択することができないのが

現状でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 ここ、本当にそれぞれの区長さんから熱心なこういうことについての、どういうふうに対処されるんやということにつきましては、我々も返答が困ってるわけです。それについてのどれぐらいの実効性があるかということに対して、大字の要望ですから、大字からも要望に対しての緊急性がある、要するに、優先順位がつけられているわけですから、そういったヒアリングというのがなされてるのかな、どうかなというところはあるんですが、もし、ヒアリング状況が十分であるというなら、またお答えいただきたいんですけども、それが例えば1年間、それとも2年間の間にできる可能性がある、順番もあると思いますけれども、そういった可能性についてもお示しいただいてるのかどうかということも、そういうところまで我々に聞かれるわけなんですけれども、これは執行部でないと分からないものもあると思うんですけども、そういうヒアリングというのを、その実効性ということに対しての、全体にそれは、市は、今言うふうに、公平性、それから費用対効果、いろんなことでそれについてのジャッジをされるんですけども、これを申請する側も納得していただいて、自分この要望がまだまだ、いろんなそういった要素に到達しないという状況なのかとか、ある程度納得の度合いというのがあると思うんですけども、そういったことを、通告してませんが、今言うように、今の答弁で変わりなかったら、それでいいんですけど、何か大字要望との区長さんとのヒアリングということについて、お答えいただけるような状況でありますか。もう先ほどの答弁で終わってしまう。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 大字要望というのは、都市整備部だけではありませんので、広く課にまたがることもありますので、この場で一概に答えを出すのは難しいかと思えます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 道路整備についてのことで、あえてその部分について聞いたかったということなんですけれども、また答弁はいろんな機会に聞かせてもらいたいと思います。いっぱい、いろいろと質問があるので、次に進めさせていただきますけれども、次に、市民の皆様の願望の1つであります、尺土駅前です。尺土駅前開発事業の遅延について、今後どのように進めていかれるかということをお答えいただきたいと思えます。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 尺土駅前整備についてでございます。令和6年度は、エレベーターの設置を行い、供用しております。次年度は、駅の西側に設置しました橋梁の周辺を整備する予定でございます。用地は補助金の内示額が関係しますので、利便性、安全性を優先し施工してまいります。また、あと1軒となっております用地につきましても、早期に買収できるように努めてまいりたいと考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 土地取得の問題がありますので、それを進めつつ、できるところからやっていくというふうなことで、積極的に、できるだけ早い完了を目指して頑張りたいと思います。もう

これ強い要望ですので、こういう簡単な言い方をしてますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、市長の公約でもあります、企業誘致です。このビラのところに書いてますけれども、工業ゾーンへの企業誘致、それから、山麓エリアへの宿泊施設の誘致、當麻庁舎跡地への商業施設誘致など、市の産業基盤をつくっていきますと、やり切りますと書いていただいていますので、この企業誘致について、まず、企業誘致をするメリットであつたり、なぜ必要かと。促進する仕組みというのはつくられてるのかどうか。そこの辺りからお答えいただきたいと思います。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

企業誘致は地域経済の活性化を図るための重要な施策であり、企業を誘致することによる一般的なメリットといたしましては、新たな雇用の創出とそれに伴う人口の増加、税収の増加、地域ブランドの向上などが期待できます。また、本市の企業誘致の施策といたしましては、中小企業資金融資の保証料負担と、利子補給金の交付を継続して実施しているとともに、令和5年度には、地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を制定しております。現在、企業誘致の周知につきましては、奈良県の産業創造課が立地を検討する企業向けに企業立地ガイドを作成し、県内市町村の企業立地に係る優遇制度や企業募集に関する広報活動を行っております。今後は、県との連携を更に強化するとともに、市独自でもホームページ等により広く企業誘致について情報発信を行っていきたいと考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 非常に、雇用の創出もそうですが、これから人口の増加を見込めると。それから税収の増加と、こういったメリットを十分に生かしていこうと思ったら、やはり企業誘致が必須になってくると。とても大きな事業になってきますけれども、これは来てほしいという思いと、来てあげるといふ思いが一致しないと駄目なんですけれども、来ていただけるところをうまく誘導していけるような仕組み、今いろいろと、今回は優遇制度というか、固定資産税のほうでしていただくということは新たに設けていただいたこととございますけれども、ぜひとも、税収確保のために、歳入確保の1つのツールですので、これは頑張りたいというふうに市長をお願いをしておきます。

それで、公約のまず1番バッテリーにあります、教育環境の充実と子育て支援というところとございますけれども、これ、今の第2子以降の完全保育料の無償化というところは、先ほどの実施に向けて継続していくということとございますが、忍海の学童保育所等の建設も掲げておられます。学童保育、これまでも非常に充実した環境をつくってこられました。どれも新しくなって、また利用者も多い中で、本当に安い学童保育料で、市民の方は非常にここはありがたいと思っていただいている部分だと思いますけれども、ただ1つだけ、皆さんからの要望なんですけれども、長時間保育の時期です。要するに夏休みとか、そういった時期の過ごしせ方について、同じ空間ですずっとその場所にいる。長時間いるわけです。もちろんクーラーも暖房も完備されて、環境的には整っているんですけども、その中でずっと過ごし

せていると、けんかしたり、また、退屈したり、狭い空間の中でなかなかうまく過ごせないという状況もいろいろとお聞きをしております。うまく過ごせるような方法は考えていただいているのでしょうか。

奥本議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 学童保育所では、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、家庭、地域等との連携の下、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的としております。

ご質問いただいております長期休暇中は保育時間が長時間に及ぶことから、令和6年度は、児童たちがより充実した時間を過ごすための取組として、市内在住の音楽家の方にご協力を得まして、無償でミュージック絵本を開催、民間事業者2社の協力による出前講座を実施しております。また、夏休み以外では、葛城市女性消防団の方を講師に、小学生向けの防火勉強会を開催するなど、保育内容の充実に取り組んでおります。次年度には、社会福祉協議会でボランティア登録されている方に、それぞれの特技を生かしたイベントも計画しています。屋外の遊びにつきましては、近年は熱中症アラートが頻発し、生命の危機にまで被害が及ぶ可能性もあるため、学童保育所の一番の目的である、安心・安全に児童をお預かりするという観点から実施を控えているところがございます。子どもたちが過ごす室内環境につきましては、快適な温度となりますよう、子どもたちにも声かけしながら、適温となるように対応してまいります。今後も、費用の発生しない方法で、子どもたちが1日を楽しく過ごせる方法を研究してまいりたいと思います。

以上です。

奥本議長 川村議員。

川村議員 いろいろ工夫していただいているんですね。ありがたいなと思います。でも、最後の、費用の発生しない方法で頑張っていくと。ここでいろいろなボランティアさんの力というのが紹介されたわけですけど、改めて、後でボランティアさんのことについてもまた質問をさせていただきたい部分がありますけども、本当にこういったボランティアさんの力というのは、市としてはありがたい。これをどんなふうこれからまたお願いしていくかということと、見守り体制、これももちろんそうですが、外遊びも、熱中症アラートが出てないときにどういったことをするかとかいうことは課題なんですけど、ずっと同じ部屋にすることが、子どもってそんな大変、やっぱり苦痛なんですよね。だから1回みんなで一斉に外で何かダンスをすとか、体操すとか、そういうようなことだって、いろんなメニューあると思うんですけども、そういった工夫も含めて、またいろいろと考えていただきたいというふうに思います。学童保育の場所と、それからハード部門につきましては、本当に充実しているということは評価させていただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

様々に、いろんな福祉事業でありますけども、市長の2番目の、高齢者、障がい者福祉の充実というところです。これはいろいろと、高齢者が元気で葛城市で生活していただくような、住みよい、そういった葛城市を目指すということは漠然と書いていただいているんです

けども、私も今、社会福祉協議会、これまでも議会で様々な議論、課題ございまして、業務改善も求めている最中なんですけれど、非常に大事な役割をしていただいておりますので、市が社会福祉協議会と連携をとりながらやっていただいている中で、委託している福祉事業というのがあると思うんですけども、これ、どのようなことがありますか。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

現在、市から社会福祉協議会への委託事業といたしましては、社会福祉課が障害者相談支援事業をはじめとする4事業、地域包括支援課が生活支援体制整備事業をはじめとする4事業、生活安全課が當麻地区駅前駐輪場整理業務を委託しております。一例を紹介させていただきますと、社会福祉課からは、障がいのある方やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や必要な情報提供などを行う障害者相談支援事業、次に、手話通訳者の設置や手話奉仕員養成講座を実施する意思疎通支援事業、次に、地域包括支援課からは、生活支援コーディネーターを配置し、不足するサービス及び支援の創出を行う生活支援体制整備事業、次に、ひとり暮らし高齢者に対しまごころ弁当を届けるとともに安否確認を行う高齢者ひとり暮らし配食サービス事業、次に、高齢者の生活機能の維持及び向上を図るための、プールを利用して運動教室を開催する水中運動教室、また、生活安全課からは、當麻地区駅前駐輪場整理業務などがあります。

奥本議長 川村議員。

川村議員 市からいろいろと委託事業として働いていただいているわけですが、本当にゆうあいステーションのあの場所でしかできないような事業、プールとか、そういった水泳教室とか、もちろんそうなんですけども、いろいろな事業があって、これまでに福祉に携わる人員確保とか、資格者とか、そういったものの配置というのが難しくなっている現状を見ますと、市も委託事業いろいろあるんですけども、それによって非常に喜ばれていることも中には含まれてますので、どれがいいとか悪いとか、そんなことは言うてないんですけども、ただ、いろんなことを精査していただいて、私は、市から委託事業を多く受託することによって、社協の職員さんの意識改革とか人員不足というのは、意識改革はしていただいて、どんどんそれについて効率よく仕事をしていただいたらいいんですけども、人員不足という部分が懸念されることはないのかなというふうに思うんですが、その辺りのご所見をお願いしたいんですけども。

奥本議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 改めて社会福祉協議会に状況を確認いたしますと、それぞれの委託事業ごとに人員を分担しているのです、過度な負担がかからないような人員配置の上で事業を行っておりますとのことでした。今後におきましても、経営改善の一環としての職員の意識改革を図り、安定した事業展開を行っていくところでありますと回答をいただいております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 非常に意識改革、進んでいかれて、今、いろいろと活性化している内容も報告でいただいておりますので、期待はいたすところでございますけれども、人の手当てができない状況に

なってきた、いろいろと放課後デイとかのいろんな問題もありましたので、要するにオーバーワーク、キャパオーバーにならないようにしていただきたいというのが私の今回の質問なので、そういったことも精査していただいて、市からもそういったことの相談が業務としてできるような形をとっていただきたい、前へ進めていただきたいと思います。

それでは、今、この程度にしておきたいんですが、障がい者支援の中で、今回はもう質問はしないんですけども、実は非常に大きな問題というか、私がいろいろと何年かにわたって相談業務をしている中で、今回意見だけ申し上げたいところなんです、発達障がい児の乳児、幼児の支援の考え方について、こども・若者サポートセンターが対応していただいているわけなんです、いろいろと不満を持っているような保護者が多いんですね。それはもう一言で内容的にどういうことかという、相談の中で、早期療育を受けようとする、早期療育についての考え方が、市町村との間にもギャップがあったり、それはこども・若者サポートセンターの考え方があるんですけども、今、そういったことを市長にも申し上げておきたい。一度精査してください。どんなことが、そういった、それは私も何年か積んでくるので、一部の個人的な人だけの合う、合わないを聞いているわけじゃないんです。いろいろな事業者、それから事業者はもちろん早期療育ということ掲げるところが多いんですけども、市町村も、いろいろな市町村を見てますと、非常に早期療育を促すところというのが多いんですね。発達障がいの乳児、幼児の早い段階から見つけていくと。こども家庭センターみたいな、そういう新しい方法も考えていただいている中で、これからそれを構築していただくと思うんですが、発見が早い時期にそういったことから療育していこうという、社会がそんなふうに進んでる中で、こういったことがちょっと遅いんじゃないかと、相談してる中でそういった指導が、まだまだ様子見ましようという、様子を見るのが大事なんですけども、そここのところうまく保護者につながってないというところは何なのかと。私はあえて、どこが悪いということは申し上げません。だから、それについて一度精査していただきたい。これは今回意見だけにとどめておきたいと思います。これはお願いですから、次回また、この質問については一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、その次、これまで申し上げているいろんなことに、今回、市の事業を遂行するために、多くの市民の協力というのはなくしてはできないというような、いろんなケースを聞かせていただきました。非常に多くの事業にそれは見当たるわけですけども、市民ボランティアの育成と支援について、あえて提案をさせていただきたいんです。旧町からボランティア組織の育成や支援などは、これまで非常に歴史があるわけでございますけども、観光ボランティアの人員不足とか、いろいろとボランティアさんの高齢化もあるのかな。ちょっと減少してきているという、そういう状況に、今後、社協において市のボランティア連絡協議会もあるんですけども、これから自分自身とその周囲の人々によって支え合うという、その実効性のある地域包括ケアシステムの構築という、これは特に介護のところの域にいうんですけども、そういう支え合いのある互助へのアプローチというのが非常に重要になってくると思います。互助というのは、知人とかボランティア、周囲の人たちが助け合うということですけども、ボランティア支援とか、それから子ども食堂とか、それから、もちろん地域

食堂、それから、介護に行くいろんな事業者も、それから市役所さんが訪問したり、例えば赤ちゃんの訪問とか、そんなもあるんですけども、市は小さい車を買って門口に置くような努力もされてるんですけども、市として支援できるような窓口の間に入っていただく。

地域の大字に駐車場をご協力いただいて、こういった地域の人がここでいろんな支援を受けてるよというような、何かマークみたいなもの、そういったものがあると、誰という個人情報と言えないですけども、ここに地域の支援のために来てる車があるよ。駐車違反で1万8,000円も払ってんといつて、そんな事業者さん、気の毒やなと思ってたんですけども、それ、実際に市役所の訪問もそうやと思うんです。近くに公共のそういったところがないのかな。市役所は蓮花ちゃんのマークついてるんです。だから、ある程度分かるんですけども、いろんなそういった支援の中で、ボランティアさんも含めて、例えば民生委員さんの訪問もそうです。歩いて行ける場所だったらいいんですけど、車で行かれる場合もあります。個人の車で行かれるわけですから、ボランティアとか、それを支援する窓口みたいな、そういった体制整備というのがもう必要になってくるんじゃないのかなと。ボランティアの協力とかというのは、非常に葛城市にとっても1つの財力と言えるわけです。ボランティアの力というものを期待してる、いろんな事業あるわけですから、そういったボランティアを育成していつて、支援する窓口ってないんですよ。こういうことをしたいねんけど、どこに行ったらいいのというて、尋ねられるんです。そういった支援の窓口というものをつくっていただきたいと思うんですけども、そこについて市の考え方を教えていただきたいんです。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

市民協働のまちづくりについては、市の公的な支援だけではカバーできない部分を、市民や民間のボランティアの方の力をお借りして、協働で地域や公共の課題解決に結びつけるため、重要な役割を果たすものであると考えております。市として総合的に相談できる窓口について設置することができるのか、検討しているところです。その相談や支援体制については、社会福祉協議会だけではなく、横断的に支援できる体制を整備していく必要があると考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 そうですね。よろしくお願ひしたいと思います。ぜひ検討いただきたいと思います。

最後に、阿古市長3期目に期待したいということで、まちづくりをしていく中で歳入確保に全力投球していただきたい。これが今回の私の強い一般質問の趣旨ですけども、地方創生を生み出す取組について、市長が考えてる、いろいろな観光を基盤とするものがあると思うんですが、そういった、民間の力も含めて、どういったものがあるんでしょうか。答弁いただきたいと思います。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

デジタル田園都市国家構想交付金、これの地方創生推進タイプで現在葛城市で行っている事業についてご答弁させていただきます。令和5年度から7年度の3か年事業で葛城イ

インターチェンジエリアを軸とした観光産業創出事業を実施しております。事業内容は、奈良県西の玄関口としての相撲を軸とした観光ブランドの確立及び観光情報の発信拠点化、南阪奈道路の葛城インターチェンジエリアを中心としたにぎわいの創出及び宿泊施設の誘致による滞在型観光創出、唯一性の高い相撲発祥の地をキーとして、相撲に関連したイベントを通じた地域内外へのPRによる地域への浸透、食の視点から相撲に関連したイベントの実施、商品の開発など、観光消費額を押し上げるための施策を展開しております。

以上でございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 地方創生、これを観光創出事業という形でやっていくというお答えでございました。ほんまに観光を本気でやっていこうとするわけですが、観光に大いに期待をしたい、これからの地方創生の取組の中で、市長は今、観光協会の一応会長をされてるんですけども、会長をしなければならないような団体でいいのか。これから観光協会をどのようにしていきたいのかということは、変わっていてもらわんとあかんんですけども、その辺のご所見をお願いしたいと思います。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 将来、葛城市が観光のまちとして発展していくためには、観光を産業の1つとして成り立たせる必要がございます。そのためには、観光客数の増加、観光消費額の増加など様々なことが求められます。現在、相撲館では、インバウンド向けの相撲体験ツアーが人気を博しております。さらに、経済的な効果を生み出していくためには、行政だけではなく、観光協会が主導となって民間事業者と連携し、稼ぎ出す仕組みを構築していく必要があると考えております。市としては、観光協会の自立を支援すべく、体制が整うまでの間、サポートしていきたいと考えております。

奥本議長 川村議員。

川村議員 その答弁を待っておりました。本当にそういう方向でいかんとあかんのです。この間も観光協会のいろんな協議会出ささせていただいて、そういった意見がどんどん出てきてます。これから民間やNPOの力を借りて、そして市民ボランティアの力も借りて、これから大いに期待できるはずですよ。ですので、みんなが共に汗を流して頑張っていく。市はそれを誘導していく。自立していってもらうための支援を求めていかないといけないというふうに思いますので、阿古市長の3期目、頑張れとエールを送らせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきますが、市長も答弁あんだけしかないんで、これは私の今回のエールですよ。多分答弁されたら長いと思いますので、議長に怒られますので、いきましょうか。ほんなら、お願いいたします。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 多岐にわたって本当にありがとうございます。私の公約、大きくは7項目書いてるんですけども、実は7項目だけではなくて、行政に関わること全ての分野が市民第一のまちづくりでございます。ですので、多岐にわたります。その中で大きな事業だけでも言いますと、企業誘致していきたいなと思うんですけど、その中で一番忘れてはいけないのは、今現在の市

内の企業さんを大切にするというその気持ちは、やっぱり一番根底に持っていかないといけないと考えております。その上において、外部の企業さんの誘致を図れるということになるんやろうと思います。また、山麓エリアにつきましては、人口減の問題もありますし、農業の問題もあります。その部分につきましては、議員の皆さん方と山麓エリアのまちづくりについて、農業、観光を含めて議論を重ねてまいりたい。いち早く、スピード感を増して取り組みたいと考えておるところでございます。また、災害対策については、葛城市、今のところ、受援施設が不足しておりますので、その整備も含めまして、また、直近では、當麻の複合施設、こちらのほうは令和8年の秋の使用を目指して整備をするところでございます。学童保育所の整備並びに学校関係の、もしくは、公園も、山麓公園が昨年に終わりましたが、今年度、屋敷山公園の計画を入れておりましたので、それに沿っての整備ですとか、数えると財政のほうが頭悩ましますので、できることから、財政の許す範囲内で順次達成していきたいと考えております。また今度ゆっくり話をさせてください。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

奥本議長 川村議員。

川村議員 何も言わないほうが、終わりですので。財政をみんなに許してもらえるような組み方を、市長、ぜひしていただきたい。市長が勝手に許したらあきませんよ。市長はみんなに許していただける財政を組んで、一緒に頑張ってまいりましょう。エールを送ります。よろしく願いいたします。ありがとうございます。終わらせていただきます。

奥本議長 川村優子議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月18日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日10日から17日までの間、各常任委員会、議会改革特別委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後5時07分